

---

令和2年大和町議会3月定例会議会議録

---

令和2年3月4日（水曜日）

---

応招議員（16名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	欠員
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	欠員	18番	馬場久雄君

---

出席議員（15名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	17番	中川久男君
7番	渡辺良雄君	18番	馬場久雄君
8番	千坂裕春君		

欠席議員（1名）

16番	大須賀 啓君		
-----	--------	--	--

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 修 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長 兼農業委員会事務局長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	文 屋 隆 義 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	総 務 課 危機対策室長	蜂 谷 祐 士 君
子育て支 援 課 長	小 野 政 則 君	税 務 課 徴収対策室長	遠 藤 眞起子 君
福 祉 課 長	吉 川 裕 幸 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	議事庶務係長	本 木 祐 二
主 任	渡 邊 直 人		

---

議事日程〔別紙〕

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

午前9時57分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

定刻前ではありますが、皆さんおそろいでございますので、本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番高平聡雄君及び15番堀籠日出子さんを指名します。

---

日程第2「一般質問」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

7番渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、トップバッターで一般質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

なお、町長、先ほど議場にお入りするとき、まだリハビリの途中かなあとと思いますが、何度も私、質問をさせていただき予定でおりまして、場合によっては答弁席までおいでいただくのがちょっと心苦しいかとも思いますので、その辺は議長もご配慮を頂きたいなと思います。

それでは、質問を開始させていただきます。

1件目、土砂災害警戒区域指定の対応はということで、日本各地では異常気象によ

る風水災害が多く発生をしております。また、南海トラフなど巨大地震災害の予測もされているところであります。

本町では、昨年10月、台風19号による甚大な被害が発生をいたしました。このような中、今年度本町内に新たに土砂災害警戒区域が指定されるというふうに聞き及んでおります。

そこで、3要旨についてお伺いをいたします。

1つ目、本町には、土砂災害警戒区域が県から何か所指定されておりますでしょうか。また、2017年5月の改正の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、長い法律ですが、この法律に基づく調査結果により、新たに何か所がいつ頃指定されようとしているのでしょうか。

2要旨目、本町では、これまで土砂災害警戒区域にどのような対策を講じてこられたのでしょうか。

3要旨目、もみじヶ丘1丁目、南側一帯がちょっとしたこんもりした丘の部分ですね、上記の改正法律に基づき、土砂災害警戒区域に指定されると聞き及んでおりますが、町の対応はどのようなものであったのか、また今後どのように対応をなさっていくのか、お考えをお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、ただいまのご質問でございますが、1要旨目についてでございます。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 ―― 以下、土砂災害防止法というふうに表現させていただきますが ―― につきましては、平成11年6月に発生しました広島市での土砂災害を教訓に、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域につきまして危険の周知等を行う目的として、平成13年4月1日に施行された法律でございます。

平成26年8月には、再び広島市北部を中心に大規模な土砂災害等が発生し、多くの犠牲者や住家の全壊など甚大な被害が生じたことから、国では土砂災害防止法で規定しております基礎調査や警戒区域等の指定の促進を図り、住民への土砂災害の危険性を十分に伝える目的としまして、基礎調査結果の公表の義務づけや都道府県に対

する市町村への通知及び一般への周知等を義務づける改正土砂災害防止法が平成27年1月に施行され、さらに平成29年6月には要配慮者利用施設での円滑かつ迅速な避難の確保を目的とした改正が行われております。

このように、土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策の推進を図るもので、都道府県が基礎調査を実施し、関係住民の方々を対象に調査結果の説明会等を開催後、関係市町村への意見を聴取し、土砂災害区域等の指定を行うものでございます。

宮城県によりますと、県内では8,482か所の土砂災害の起こるおそれのある危険箇所が存在し、随時基礎調査を実施しているとのことでございます。

昨年度までに、町内で土砂災害警戒区域等に指定されました箇所数は153か所ございます。今年度、宮城県が指定を予定しております箇所数は24か所で、先月までに全ての箇所で基礎調査結果説明会等が終了しているとのことであり、今後指定に向けた手続を行う予定と伺っております。

次に、本町では、これまで土砂災害警戒区域にどのような対策を講じてきたのかについてでございます。

本町内では、土砂災害防止法が施行される前より、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律によりまして、町内で急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家が5戸以上である自然崖の区域を宮城県が急傾斜地崩壊危険区域に指定し、施設整備は崖の所有者等が自ら崩壊防止工事を実施することを原則としておりますが、自らの施工が困難、あるいは不適當な場合には宮城県が施設整備を行っております。

本町では、土砂災害防止対策といたしまして、大和町地域防災計画に町・県等と大規模な災害に伴う土砂災害を未然に防止し被害の軽減を図るため、危険箇所の調査等を実施するとともに、住民に対しての災害の防止について啓発及び指導を行うとしておりまして、平成18年に土砂災害警戒区域等を住民に周知するためのハザードマップを作成し、毎戸へ配付を行うとともに、町のホームページへの掲載を行っております。

新年度には、新たなハザードマップを作成し、毎戸へ配付と併せまして、ホームページには地理情報、これはGISシステムを活用したデータを掲載するなどしまして、啓発に努めていく考えでございます。

3要旨目は、もみじヶ丘1丁目、南側一帯が土砂災害警戒区域に指定されることについて町の対応はどのようなものであったか、また今後の対応をどのように考えているかについてでございます。

ご質問のもみじヶ丘1丁目、南側一帯の区域につきましては、平成30年度に宮城県が基礎調査を実施しました富谷市日吉台1丁目地区の一部と、もみじヶ丘1丁目地区の南側の一部を対象としました区域の名称日吉台1丁目と推察いたします。

当該地区につきましては、宮城県土木事務所によります基礎調査結果説明会が両市町の関係住民の方々を対象に、令和元年10月8日に富谷市中央公民館を会場に開催されたと伺っております。その後、町では出席できませんでしたが、もみじヶ丘1丁目地区の方々を対象に、令和元年12月5日出前講座が日吉台1丁目会館で開催されております。

説明会等では、土砂災害防止法の趣旨でございます土砂災害から人命を守ることを目的とした法律であることを説明し、住民の皆様には危険区域であることを認識していただくことが重要であり、土砂災害警戒情報が出た際には、速やかに避難いただきたいと説明し、その後の質疑で、出席された方々からは危険区域指定後の地価への影響や区画整理事業完了地を危険区域に指定することへの疑問のほか、土砂災害警戒情報が出た際の避難方法について等の意見が出されたと伺っております。

本町といたしましては、土砂災害防止法の目的であります国民の生命及び身体を保護するため、区域を明らかにし、当該区域の警戒避難体制等の整備を図ることは大変重要であると認識しておりますが、住民の皆様のお気持ちもしっかり踏まえて、宮城県及び富谷市と協議をしながら、国に対し至急の施設整備等につきまして強く要望してまいります。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

渡辺議員、再質問に入る前にちょっとお待ちください。

今回の定例会に限りまして、町長に対しての再質問の答弁につきまして、自席での答弁を認めます。なお、執行部におきましても、町長に代わっての答弁においては、町長が自席で答弁をする場合は自席での答弁をするようお願いをいたします。以上です。

再質問どうぞ。渡辺良雄君。

7番（渡辺良雄君）

それでは、再質問いたします。

今、町長から丁寧な答弁を頂きました。その中で、幾つか疑問点や触れられていなかった事項についてご質問をさせていただきます。



まず、なぜ何か所指定されるのかというふうに質問をしたのは、大和町のホームページ「みんなで防ごう土砂災害」では、192か所というふうに記述がなされております。それは、土石流の危険箇所ですとか地滑り危険箇所を含んでの192か所で、急傾斜については132か所というような表現でした。ただ、県のホームページでは153か所となっております。どっちが正しいのかと、当然掲載日が記入されていますので、大和町のホームページの記載日は2016年4月1日、それから県のホームページは2019年、昨年の11月29日で県のほうが新しいわけですし、件数も多い。ただ、「みんなで防ごう土砂災害」という我が町のホームページが2016年のままだになっていて、これでよいのかも含めて、見た町民の方々がどっちが正しいんだというような疑いも持つわけですが、この点についてはどのように今後お考えになっていくのか。それからもう一つすれば、この大和町のホームページの「みんなで防ごう」のリンク先は、大和町地域防災計画の付録編のページに飛ぶようになっているんですね、リンクが。それもやっぱり古いんですね。更新されていないわけです。

ですから、ホームページ上で町民の方々が、この土砂災害地域を調べようとしたときには、3年前、4年前のところにしか行かない。そういう状況になっていて、県は最新版を作っていると、我が町でもホームページに載せているのであれば、これは最新の状態に保持しなければならないと思うんですが、この点についてお伺いをいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

すみません、じゃあ自席からということで失礼させていただきます。よろしく願いします。

ただいまのご質問でございますが、数値の更新と申しますか、そういったものについては、やっぱり新しいものが需要だというふうに思っております。うちのほうでちょっと遅れている部分、ハザードマップが今度更新しているわけでございますが、以前の申しますか、これまでのハザードマップ、そういったものもあって更新の時期ということもあったかもしれません。そういったことでありますけれども、マップと数字というのはまた別物として、数字などの変わったときには常に更新をしていくということは必要だろうというふうに思っております。

それから、箇所の数え方については、これはちょっと個数と、いろいろ県との考え方が、ちょっと数え方のあれが違うところがあるようでございますので、その辺につきましても、江本課長のほうから数字の違いについては説明をお願いしたいと思います。

議長（馬場久雄君）

数の数え方について、都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

現在、地域防災計画に規定されている箇所につきましては、2万5,000分の1の地形図から、その地形を予測しまして急傾斜、崩壊地域、そういった3種類、地滑り、土石流というような形の箇所を想定した区域として指定をさせていただいた箇所ということで、県で指定しているものよりも多くなってきているというような形で、今事前に、それを詳細に調査したのが県のほうの今回手続をしている土砂災害防止法で指定をしておる区域になっているというような形でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7番（渡辺良雄君）

今、課長のほうから答弁頂いたのに対して質問なんです、ということは、それは告示をされていない地域を地域防災計画に掲載をして、あるいはホームページ上に掲載をしているということでしょうか。

議長（馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

その件につきましても、課長から説明します。

議長（馬場久雄君）

危機対策室長蜂谷祐士君。

総務課危機対策室長（蜂谷祐士君）

それでは、渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

ホームページに載せています危険箇所の区域でございますが、その箇所の数値につきましては、平成17年4月に宮城県で危険箇所と指定といたしますか、危険箇所として押さえた箇所が土石流危険箇所、あと地滑り、あと自然傾斜の急傾斜という形でございます、その数値が192か所でございますので、その箇所を地域防災計画の中の資料編という形で掲載させていただいております。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

7番渡辺良雄君。

7番（渡辺良雄君）

これにつきましては、もう議論をここまでに置きたいと思っておりますけれども、それから昨年11月29日に大和町内でも新たに告示指定されたところがあるはずですが、それもホームページ上では2016年ですから、新たに入れられていないと思うんですね。ですから、最新に更新はされていないというふうに私は思います。

ですので、これはもう一回ご検討頂いて、最新版のほうに最新の状態で、出版物は改めて出すとなるとなかなかできないことですが、ホームページ上では、新たな差し替え文書というのは入れてアップすればすぐにできるわけですから、それは最新の状態に維持をしなければならないというふうに私は思いますので、これは答弁結構ですので、最新の状態に各課でお話しただいて、更新をしていただきたいなあとというふうに思います。

先ほどの危険地域ですね、これらの告示があつて、それぞれの192か所に及ぶ、そういったようなところにお住まいの住民の方から、町に問合せの事例はあったのかどうか、これについてお伺いをいたします。あったとすれば、一言で言ってどのようなお問合せを町は頂いていたのか、あればお願いをします。

議長（馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
これまでは、住民の方からそういったことはなかったというふうに聞いております。

議 長 （馬場久雄君）  
渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）  
それでは、なかったということを理解しました。  
これから新たな告示予定地域ですね、24か所の予定地域に対して、土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条では知事は町長の意見を聴かなければならないというふうにされていますが、どのような意見を知事にお出しになるのか、もう出したのであれば、どのような意見を出されたのかお伺いをいたします。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
町の意見ということでございますが、これにつきましては、その角度と、そういった傾斜があって、そういう地形があるということについての場所ということだけであって、それについてのこちらに問いかけでございます。したがって、そのことについては、傾斜とそれについては認めるといいますか、そういった返答になります。

議 長 （馬場久雄君）  
渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）  
もう出されたのでしょうか。出されなければ県は告示に動けないわけですけども、もう町としては答申を行ったという理解でよろしいのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
答申はいたしております。

議 長 （馬場久雄君）  
渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）  
今、答申を出されたということですが、それでは答申をされるときに、これまでのこともあろうかと思うんですが、町は知事に対して答申を行うに当たって、その予定地域の住民の方々とお話合いなり、そういったことは行ってはいないのでしょうか。また、これからも行う、そういったような予定はないのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
町としてということだと思います。  
先ほどもお話、第1回の答弁でしたところでございますが、1回目につきましては県のほうからそういった説明会があって、あとその後に地区の方々から説明をしてくれというお話があってということで、要請があってやったというふうに聞いております。

1回目につきましては県のほうで案内を出して、2回目もそうなのかもしれませんけれども、1回目については町のほうにも案内もなかったところがございます。2回目につきましては、ご案内はあったところございましたが、大変申し訳ございませんでした。大雨対策とかそういったことがあって、町のほうではできなかったところがございます。町から説明ということに、やることはやぶさかではございませんが、その内容の説明につきましては県の指定した理由づけ、そういったものの説明ということになるというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）  
渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

今の町長のご答弁は、先ほどのもみじヶ丘のことで説明があつて、それから住民の要望があつて説明をというお話だったと思うんです。今私がお伺いしているのは、大和町全体、24か所ほど今度新たに指定されるわけですけれども、その指定される地域それぞれいろんなご事情があると思うんですね。そういった事情を住民の方から聴いたりして、知事は町長から意見を聴いて指定するぞということは、町で何かあつたときには問題点を考慮するから意見を聴くということではないかと思うんですね、県の態度としては。指定されることによる不利益ですとか、いろんなことがあろうかと思うんですけれども、利益、不利益があろうかと思うんですけれども、そういったものを代弁するような形で24か所、どの地域が24か所か、私も今分かつてはおりませんけれども、全体の地域の中のそういった利害などを考えた上で、県に対して意見を出しているのか出していないのかという質問でございます。もう一度お願いをいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

これまでの指定、何か所もあつたわけでございますが、これまでにつきましては、県のほうの説明会はあつたわけでございます。そういった中で、町のほうで新たにそういったものについての説明会というのはやっていないのが現実です。

先ほども申しましたとおり、そういったことに対してのご意見とかご質問等々、町になかったからというもおかしいんですけれども、そういうこともございましてやっておりますでした。

ただ、これについては、指定するかしないかというものについては先ほど申しましたとおり、地形がこうなっているということについてでございますので、そのことについて町としてそれは違いますという言い方はちょっと、その地形についてはなかなか言えないのではないかというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

昨今、異常気象による災害が常態化してきているということから、防災に関しては、これまで特に土砂災害関係ですね、これからはちょっと一歩踏み込んだことを行う時期に来ているのかなあと、最近あちこち土砂災害が多いですね。ですので、今までと同じようなことではいけないのではないかなあというふうに感じます。

土砂災害防止対策の推進に関する法律の第8条ですね、ここでは町の防災会議、本町に防災会議がございますが、警戒避難体制の整備等について定めなければならないというふうに法律で規定をされております。それは何項かありますけれども、土砂災害に関する情報の収集、伝達並びに予報または警報の発令、伝達、それから避難施設、その他避難場所、避難経路、避難路、それから土砂災害に関わる避難訓練の実施に關すること、あるいは要配慮者、そして救助に関する事項その他警戒避難体制、細かく第8条で定めているわけですが、この土砂災害警戒区域ですね、こちらの町として継続的な監視はやっているのでしょうか。それから、これらの住民に対して、この8条に基づくような説明は行っていらっしゃるのでしょうか。この辺をちょっと伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

継続的な監視といいますと、定期的なという形になると、現在そういった定期的に常に回っているという状況にはございません。災害とか大雨があったときとか、そういったときにそういった確認といいますか、全てということにはならないかもしれませんが、そういったところの監視といいますか、確認といいますか、そういうことをやっている状況にはございます。

また、その警戒区域に入った方々、百何か所の方々について、改めてそういったことについての町として訓練とか、そういったことについては特化してやっている状況にはございません。避難訓練等につきましては、ご存じのとおり地域災害防災組織とか、そういった形での訓練等々でありまして、この避難区域に関しての特化した訓練等々はやっておらないところでございます。

ただ、今災害につきましては、そのとおり崖崩れということもあるわけですが、そのほかにも自然災害が非常に増えておる状況にあります。そういったことで、町としましてそういった訓練等につきましては、今も協力してやってもらっているわ

けでございますが、これまで以上により重要視した中でのそういった訓練、あるいは啓発といたしますか、そういったことはやっていかなければいけないというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）  
渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

そうだと思います。

なかなか難しい問題があろうかと思うんですけれども、今度は情報という観点に立てばですけれども、町長は区域の警戒レベルですね、1から5まであるのでしょうか。レベル1からレベル5までで避難勧告または避難指示などの出す情報収集ですね、土砂災害に関してですけれども、警戒レベル1から5の中で、警戒レベル3は避難準備と高齢者などの避難開始をうたっておりますし、警戒レベル4では避難勧告または避難指示というふうになっていて、その情報の収集は特にないんですけれども、情報の伝達については防災無線、それから緊急速報メール、大和町メール配信サービス、ツイッター、広報車というふうにされていますが、町長ご自身、この情報伝達ですね、今防災無線はなかなか雨風が激しいと聞こえない。それから、この前の一般質問で大和町のメール配信サービスが20%だというふうにお伺いしたんですが、それからツイッターがどれぐらいフォローされている方がいるのか、あと広報車で、あるいは大和町の消防団の方々が大変な思いをされて各戸に伝達をされているという状況ですけれども、消防団の方々のご努力はちょっとさておいて、防災無線と緊急速報メール、それから大和町のメール配信サービス、これあたりもう少し充実できないかどうか、この辺について町長、どのようなお考えがありますでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

情報伝達についてのいろいろな部分で伝達の充実だというふうに思っておりますが、今町のほうでは、おっしゃるとおり、まず電波で流すといいますか、そういった形でやっております。昨今、家庭も気密性が高くなっている中でなかなか聞こえないとか、



そういったことも確かにあるんだというふうに思っております。町としましては、そういったことをもう一回聞けるような、電話で聞けるとかですね、そういった工夫もしておるところであります。あとは例えば室内にという話もいろいろ聞きます。そういったことのやり方については、まだまだいろんな方法があるんだろうというふうに思いますし、何がベストというよりも、多分幅広くやっていくということが必要になってくるんだというふうに思っております。その中で、メール配信とかそういったことになっているんですが、また登録者が少ないとか、そういったことについて、みんな努力はしているんですが、なかなか思ったとおりに広がっていないというところもありますので、こういったことについては、こういうこともあるのでということで我々からの伝達、あと議員さんたちからもそういったことを広げてもらっていますね、ご協力、そういったもので広がっていかねばいけないというふうに思っております。

情報の伝達が一番大切だと思っております。そういったことで機械的な情報の伝達、あるいは消防団の皆様方、あるいは地区の区長さんとか役員の方々、そういった地域の防災、町組織ですか、そういったものを充実、今もやってもらっているんですが、そういった部分につきましては、ますますしっかり地域の方々も自覚をもらった中で、一緒に取り組んでいかなければいけない大きな課題だというふうには思います。

議 長 （馬場久雄君）  
渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）  
それでは、3要旨目をお伺いいたします。

町長のご答弁でも頂いたように、令和元年10月8日に宮城県の仙台土木事務所による日吉台もみじヶ丘地区土砂災害防止法に基づく基礎調査結果に関する個別相談会が富谷市の中央公民館で開催をされました。これに先立ち、県から該当地域の住民の皆さんに関係各位との宛てで案内状が郵送されました。しかし、誰に案内状が郵送されたのか、これは団地の特性と思われすけれども、アパートの住民など所有者以外の入居者の方には何の連絡も入っていないわけですが、これは町長、ご存じでしたか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

すみません、どういった方々にご案内が行ったのかについては、ちょっと知りません。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

今もそうなのですが、実際にこの法律の趣旨は危険を回避するという目的で行われているわけですね。その法律に基づいて危険を回避しようとしているのに、中には土地の所有者の方に連絡が行っていますので、県は県外のところに郵送をしてお知らせをしていると、県外のお住まいの方ですから、全然関係ないですから、もう完全に無視している状況です。あそこにはアパートもありますし、そこにお住まいの方々は何の連絡も受けていなくてということで、それは本来の法律の趣旨と違って、そこにお住まいの方々にそういった危険を予防する、あるいは回避する、そういった施策が必要ではないかというふうに思われます。それは、県に求めるよりは、やっぱり我が町でやらなきゃいけないんじゃないかなあと思うんですが、これらについては、これからちょっと掌握をしていただきたいなあというふうに思います。

もう一つは、先ほどの個別相談会があったわけですが、私も地域の住民の方と一緒に参加をしましたが、分からないことだらけでした。そのために答弁にも頂きましたけれども、昨年12月5日に日吉台1丁目会館で出張説明会をお願いして開催していただいたわけです。しかし、その配付資料ですね、土砂災害警戒区域には土砂災害警戒区域、俗に言うイエローゾーン、それから土砂災害特別警戒区域というレッドゾーンの2つに分かれているわけなんですけれども、それがあそこの地域の日吉台、それからみじヶ丘のそれぞれの住宅のどこにどれだけ係っているかというのが分からないんですね。今も住民の方々は、自分の宅地がイエローゾーンなのかレッドゾーンなのか分かっていないわけですね。これについては町長というか、担当課は掌握をされているのか、ちょっとお伺いをいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

イエローゾーン、レッドゾーンというものにつきましては、地図といたしますか、調書の中では我々も確認といたしますか、示されておりますが、一軒一軒についてはちょっとそこまでは把握していないと思いますが、ちょっとすみません、課長から。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

それでは、渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

県のほうで調査をした資料でございますが、法定の告示の文書でございますと、地域の指定の調書という形になるかと思えます。いわゆる県としてお持ちの資料の中にはということで、その分布の分という形で、おおよそでは町のほうにも頂いておるものはございます。その出前講座と、あと説明会の際には図面の貼り出し等は、たしかありましたのではなかったかなあというふうにはちょっとお聞きをしておるところなんです。そういった形でのご確認という形でお示しをされたのではなかったかなあというふうには、ちょっと土木事務所のほうからは伺っていたところでございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

町長、立ったり座ったり大変ですので直接行きたいと思うんですけども、今も県の出した文書もいろいろなんですよね。何が正しいのか全然分からない。私も、町にもお伺いしましたが、Aさんのお宅のどこまでがイエローゾーンでどこからがレッドゾーンなのかははっきりしていないんですよ、だから分かっていないんですね。これってそのお宅にとっては、レッドゾーンにかかっていたら、もう当然ご存じだと思うんですけど、法律に従っていろいろやらなきゃいけないことがいっぱい出てくるわけですね。それが明らかになっていないで、まさに今告示されようとしているんで

すね。そんなことってあるかというのが私なんかは話を聞いて思うことなんです、それについていかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

個人の方々のという部分の宅地について、どの辺までがイエローでどの辺がレッドということだというふうに思いますが、土砂災害等の場合、そこまで何センチというところまで出せるのか、ちょっとそこまで私分からないんですけども、できる限り細やかにお示しするというのが、それは住民の方々に説明するために必要だというふうに思っております。それがどのレベルなのかといったときに、どこまで出せるのか、ちょっとそこまで専門家でないのかもしれませんが、できるだけ、できる範囲で細やかにお示すべきだというふうには思います。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

法律が2本立てになっていまして、今は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律ではなくて、危険防止対策の推進に関する法律ということでの地域指定かと思っておりますので、ただこちらの法律で係ってきたものが、次は、今度は災害の防止に関する法律のほうにも係ってくる、影響すると思うものですから、ここははっきりしておいていただきたいなと思うものであります。

先ほど土砂災害が発生した場合に想定される土砂の移動、堆積による力に耐える構造の規制云々ということでありまして、これらが指定されますと、今も対象地区には1軒売り家が出されておりまして、今売れていない状況であります。これから指定をされると、その売却がどうなるのかなあというふうに変な気がかりではあります。売却することはおろか、借地、借家もなくなり、実質資産価値がなくなるような気がいたします。

1962年、古い話ですが、施行の宅地造成等規制法、それから1969年施行の都市計画法及び急傾斜地法以降に当たる1990年から現在に至る間に、あの地区の皆さんは土地

区画整理組合などから急傾斜地の説明とか、そういったもの一切なしに土地を、建築確認も遵守した上で購入されてお住まいになっているわけですがけれども、2017年改正の土砂災害防止法は、土砂災害の危険性はあると判断された箇所の通知が目的として行われ、それから広く意見を聴くパブリックコメントなどの手続も必要がなく、それから地権者や占有者との同意は必要とされていない法律、これも地域にお住まいの皆さん、承知はされております。

今度のこの法改正による危険地域の指定も、これに対しても理解はされていらっしゃると思います。がしかし、先ほど言いましたように、土地の価格とか資産価値とか売却、こういったのができなくなる。こういったものに対するやり場のない怒りがあるわけですね、それもたくさん、もみじヶ丘でイエローゾーン、あるいはレッドゾーン、10棟ですかね、お隣の日吉台地区は15棟、合計25棟あるというふうに伺っておりますけれども、この方々のやり場のない怒り、これは物すごく感じるわけでありまして、それからもう少し述べたいと思いますけれども、目の前の避難経路がレッドゾーンなんですね。ということは、土砂崩れが発生した場合は逃げられないというような不安、これにずっと向き合っていかなければならない。こういったことに対する心情については、町長、どのようにお感じになりますでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おっしゃるとおり本当に自分の安全で安心な地域、土地を求めてお住まいになっておられて、法の改正が進められているといたしますか、そういった形でそうなるということにつきまして、地権者の方のお気持ちは渡辺議員さんのおっしゃるとおりだというふうに思います。法律とはいえ、後から加えながらそうやっていくということについて、安全・安心という観点からということになるわけですが、非常に地権者の方の気持ちを考えますと、非常に苦しい部分がございます。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

ちょっと話が変わるんですけども、日吉台、それからみじヶ丘の団地造成工事の際、傾斜地に崩落防止ネットをかけて、それから薄い側溝も整備をされてありました。ただ30年たって経年変化で、今惨たんたる状況になっています。現地確認をするとですね、あそこは保存緑地ということですけども、それを考えると、今後雨どいとか何とか、もう崩れて横向きになっていたりするんですけども、補修の必要というのは町長、どうなんでしょう。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういった補修は必要と考えます。町の土地とかいろんな土地、それぞれあるわけですが、そういったものについては町、よその土地もありますので一概に言えるものではないのですが、町の部分につきましては、現地の確認をしながらそういった安全対策といいますか、どういったことができるのか、またそういったおっしゃった網の問題とか、そういった部分について補修が必要であれば、そういったことをやるということは町としてやっていかなければいけないと、町の部分についてということですね。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺議員、2件目も通告があるんですが、そのように時間配分してお願いします。渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

はい、ねじを巻きます。

今、急傾斜ということで高さ5メートル、斜度30度以上が危険地域で、そのバッファゾーンでイエローゾーンとレッドゾーンに分かれているということなんですけれども、あそこの山の、今土砂崩壊検知センサーみたいなものがあるそうなんですけれども、予報とか、それから避難発令とかってするわけですけど、あそこの土地だけじゃなくて大和町全体で報知検知センサーですね、こういったものを整備していく、整備というのは据え付けていく、そういったようなお考えは、ちょっと検討されるというのはいかがなものでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

センサーといいますか、いろいろなものがあるんだというふうに思います。

今、大和町のほうで危険箇所、何か所かいろいろ指定されているところについて、そのセンサーということにまでは考えておらないところであります。

以前に土地が動いているという、現実にはちょっと動いたとか、地震があつて動いて先まで来たとか、そういったところについては検知センサーというのが、いろんなセンサーがあるんですが、やった経緯はあつて、それが何か月か大丈夫で外したということがあつたのですが、実際そういった動きがあつたところとか、動きがあつたからやるのかという話になるのかもしれないけれども、今現在、落ち着いている状況の中でセンサーということは、今は考えておらないところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

理解しました。

記憶に新しいんですが、2月5日に神奈川県逗子市で女子高生が巻き込まれ死亡事故を起こしたんですけれども、あそこの地域も生活道路があつて、かなり交通量もあつてということで状況が同じかと思ひます。そして、今度レッドゾーンに指定をされるということなんですけれども、恒久的な改善ですね、今南側は工業団地造成で削つているわけですね。何年か前にも、あとユンボで1かきしてくれと町長にお願いしたら、駄目だできんというふうに答弁頂いたんですけれども、あそこを例えば、都市公園もいろんなやり方があるそうです。民有地もあるし、民有地に対しては税の優遇税制もあると、今もう細かい時間がなくなつてしまつたので述べませんけれども、それが1つ、県と協議して都市公園法整備、そういった手法でできないのかどうか、それを検討いただけないかということが1つと、それからもう一つは、災害の防止に関する法律を適用していただいて、急傾斜崩壊地域というのに指定をされると県はこうしなきゃいけないというふうになるかと思うんですが、そういった県に対して地域を指

定していただいて、あそこが急傾斜危険地域でなくなるような、そういった根本を断つというような方策が図れないかどうか、お伺いをいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

都市公園構想ということでございますけれども、土地につきましての活用でございますので町だけではということがあると思います。あの土地につきましては、一部町有地がございます。あと富谷側に入って行って民地があつてということでございますので、民地の方々の協働、ご協力ももらつてということで公園という構想だというふうに思いますが、全くない話ではないというふうに思いますが、これはやっぱり相手もある話でございますので、一概にそれができるという状況では今はないと思います。

今後、先ほどの富谷市さんともいろいろ同じような形の課題があるということでございますので、富谷市さんの考えも聴きながら、先ほども申しましたけれども、国・県というふうに関んな形での対策といいますか、対応といいますか、そういったものはお願いしてまいりたいというふうに思っております。

それから、防止法のさっきの読み替えてといいますかね、あれにつきましては、県でやるにつきましては、一応自然崖という言い方になっております。自然のということでもありますので、これもすぐというわけにはいかないというふうに思っておりますが、いずれこういった指定をするということは、指定をしたら今度は直せというのが当然あるんだというふうに思っておりますが、これだけの全国でいえばとんでもない数の箇所になってくると思いますので、今は国のほうのそういった制度が、今は指定するだけの段階で、その先のことは何もないという状況でありますので、これは大和町とかの問題だけではなくて、全ての全国のところでも考えなければいけない、課題として思うと思いますけれども、そういうものについて国のほうにも法の整備がいいのか補助がいいのか、ちょっとその辺はいろいろあると思いますが、そういったことについて町としても県を通じたり、調査課を通じたりした形で、国のほうにそういったものについての考え方、整理、あるいは補助のお願いというのはやっていかなければいけないというふうに思っております。そういったものの制度の中で、おっしゃった公園化とか、あるいは制度の見直しの中の対策とか、そういったのが出てくるのではないかとこのように思っておりますので、今一概にすぐできるというものではない



のですけれども、これは大和町だけの課題ではないということを繰り返しになりますが、でございますので町村会等で、市町村が入った中で全国的な課題として国のほうに、県のほうにお願いしていく課題だというふうに考えております。

議 長 （馬場久雄君）  
渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）  
1 件目終わります。あと 3 分しかないわけですが。

議 長 （馬場久雄君）  
2 件目入りますか。

7 番 （渡辺良雄君）  
はい、2 件目入ります。  
2 件目ですが、高齢者や障害者の外出支援助成をとということで、仙台市では敬老乗車証、それから富谷市ではとみぱす制度がありますけれども、我が町のこれも 3 年ほど前、私、一般質問で障害者の福祉タクシーですね、一般質問で質問させていただいたんですが、我が町でももう一回、この我が町内というよりは仙台市、我が町民が仙台市に向かって、もう少し宮城交通も使え、それから仙台市の地下鉄も使える。とみぱすはそうですね、そういったような制度に改められないかどうかですね、見直しをできないかどうかですね。今も予算書で見ますと結構な金額ですが、ご検討いただけないかどうかお尋ねをいたします。

議 長 （馬場久雄君）  
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
時間がないところでございますが、現在は町内のやつでやっております。それで、福祉タクシーとか敬老タクシーとかを普及という形で、今なかなか普及していないという部分がありまして、そういったものを普及させるということで今取り組んでいるところでございます。少しずつ増えてきておりますので、まずそれを充実といいます

か、やっていかなければいけないということです。

仙台というふうになりますと、おっしゃるとおりタクシーではなくてバスとか、公共のそういったものになってくるというふうに思いますので、それについては、まだ今具体的に思いはないところではございますが、富谷とかああいったこともやっている状況もあり、一つの課題として考えてまいりたいというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

持ち時間が終了いたしましたので、以上で締めさせていただきます。よろしいですか。

7 番 (渡辺良雄君)

はい、よろしくお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は午前11時10分からといたします。

午前10時59分 休 憩

午前11時09分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

8番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

通告に従いまして、一般質問を開始します。

1件目でございます。

小規模特認校制度について。

昨年12月3日の河北新報において、亘理町の荒浜中学校で令和2年度から小規模特認校制度を導入する報道がなされました。

以下について、町長にお尋ね申し上げます。

1. 平成27年6月定例において同制度の導入を提案した。一層研究を進める答弁を頂いたが、その後の研究の進捗は。

2. 令和元年6月定例において、児童数格差の改善策について教育長にお伺いしたが、特色のある教育への取組を通じて児童数の維持と増加を目指す答弁を頂いたが、選択制の意味合いのある特認校制度の導入なしでは特色ある教育の効果は薄いと考えるが、町長のお考えをお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの千坂議員のご質問でございますが、小規模特認校制度導入についてでございます。

議員のご質問のとおり、亘理町立荒浜中学校では、令和2年度より町内全域から生徒を受け入れる小規模特認校制度を実施するとの報道がございました。これまでの一般質問でもお答えしてまいりましたが、県内では小学校5校、中学校で2校が小規模特認校制度を導入しており、荒浜中は中学校として3校目の実施となります。各実施校では、複式学級の解消や学校の存続を目的として小規模校のメリットを生かしたきめ細やかな教育を通じた学力の向上などにより、児童・生徒の募集を行っています。

ご質問の1要旨目でございますが、平成27年6月の議員のご質問以降も、教育委員会では小規模特認校制度の実施に向けた調査・研究を継続してまいりました。既に実施している自治体の事例収集や実施に当たっての許認可等の確認を行い、本町で実施する場合の特色ある教育内容や条件整備の検討を事務レベルで行っているところでございます。

検討内容の一つを紹介いたしますと、多くの自治体で実績を上げられない理由の一つとして、特色ある教育としている内容が保護者や児童生徒にとっての真に魅力あるものではないことがあるようです。教育委員会では、本町で実施する場合の実施校での特色ある教育が児童の学力形成や将来の目標設定、あるいは職業選択の一助となり得る確かなものであるとともに、楽しく学べるものである必要があると考えており、協議検討を進めております。

2要旨目の選択制の意味合いある特認校制度の実施についてであります。児童数の確保につきましては、子育て支援住宅建設、三世代同居応援事業、子育て世帯等移

住・定住応援事業などの子育て世代定住施策の展開を図り、教育委員会としても小規模ならではの特色を持った取組により推進してまいりました。今後も現在の取組を継続、充実させるとともに、1要旨目での回答で申し上げましたとおり、小規模特認校制度実施へ向けての検討を継続し、適切な開始時期と実施校、そして実施要件等の詳細を決定し、合意形成を図ってまいりたいと、このように考えております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

町長の答弁に従いまして、再質問を開始させていただきます。

この特認校制度、特色のある学校、小規模校である根底が必要だという認識かなあと思いますけど、ただし我々考えなくちゃいけないことに、もう一つあるかと私は感じておりますが、保護者または地域の人間、我々も含めて、大きいものがいいという捉え方が強過ぎるかなあというところなんです。結果的に大規模校と小規模校をつくってしまったのは町の行政かと思います。

そういった中で、小さいながらも一生懸命統廃合せずという町の方針でやっている学校があるということで理解していただければいいんですが、やはり特色ある学校をつくるべきでしょうが、やはりこれは最終的には、こういう学校があるんですけど通える方、または望む方がいないかという半分お願いのところも出てくるんじゃないかと思います。なぜならば、大和町立何々小学校という限り、町であり好きな言葉じゃないけど、平等に教育を受けられる環境を提供しているということならば、お願いでも事が済むような感じがするんですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

では、自席から失礼します。

お願いということですが、お願いということは、町としてこういう特色ある小規模があるので、どうぞそちらに行ってくださいというような父兄に対してという形になるのでしょうか。

学校特色の特認という学校につきましては、お願いというよりも、それこそそういうところで勉強したい、そういった子供さんたちの、また親御さんも入るんでしょうか、そういった思いの中での特認校に通うという気持ちだというふうに思いますので、例えば英語が得意な学校、理科が得意な学校とやって、理科が好きな人はこっちに行ってしまうというふうなものでは、そこに行ってくれというものではなくて、そういうものだと思うんですね。本人が行きたいというような、ですからお願いという意味合いが、議員のお話、ちょっと私、取り方が違うのかもしれませんが、数が少ないから、ある程度こっちにもお願いしたいという、それは思いはもちろんあって、そういった特色ある学校にするんですけれども、最終的な判断としましては、本人、子供がこの学校で勉強したい、これをやりたい、そういうことをやっている学校に行きたいというふうに思ってもらいたいということが特認校の本来ではないかというふうに思います。

議長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8番 (千坂裕春君)

そうですね、ちょっと私の思いが伝わらなかったところが一部ありまして、それは前段の大きいものが全ていい、小さいものがそうじゃないような感性を皆さんがお持ちの中で、町にはこういった小学校がありますと、数は少ないです。ただし、そういった複式とかなるところがあります。皆さんの考えでそういったものでもいい、または少人数がいいという方がいるならば、通われても町は応援します。そういった形のものであって、あくまでもお願いであって、それを望む人たちに行っていただく。今、町では、そういう現状をあるのは知っていても行ける状態ではないですよ。大規模校の人たちが小規模校を望んで、そういうものをある程度フリーにしちゃいますよと、望む方は行っていただく。それは、もちろん手挙げ方式になってしまったら自力かもしれませんけど、お願いできませんかというところですね。その上に、こういった特色があるということの2段階だと思います。もちろん特色あるべきことは特色あるべきかと思うんですが、それもやはり町内一律の、名に大和町立とつく限りには、特別小規模校だからこういったものを特化するということをやっても、なかなか不可能かなあと思うところもあるところなんです。

そういったことで、どちらかというところそういう現状を知っていただいて、その状況で勉強させたいという保護者を募るという方向がまずベースにあって、それで特認校

制度をつくるならば、許される範囲内の特色のある学校づくりということではないかという私の感じです。町長、再度答弁お願いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今のお話ですと、まず特色あるというか、エリアを外せと、大和町全体のエリアにして町民がどこにも行けるようなものにしようとするというか、それが1つ底辺にあって、その上に特色ある、そういったものがあればもっと行きやすくなるという話ではないかというふうに、そういった考え方もあるんだというふうに思いますね。

ただ、どうなのでしょう。通学とか、そうした場合に、細かい話になってきますけれども、結局そこに行く場合に、どこでもいいとなった場合に、今子供たちは、小学校の場合は歩いて来られる範囲になりますが、ここから遠くに行くとなった場合にはそうではないケースが出てくる。そうすると通学の方法とかそういったことについても、細かい話ですが、課題は出てくるんだというふうに思います。全部町のほうで送り迎えを完璧にやってという状況では今ない状況でございますので、今おっしゃるような幅広くということも考えの一つとしては分かりますけれども、いろいろ課題もあるんだろうなあというふうには思います。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

町長が今答弁された中で、ちょっと違うなあというのは、全体フリーじゃなくて、例えばここに書いてある指定校はここだという中で、大規模校の2校が限定になるのか、1校になるか分かんないけど、その指定校の距離にもよると思うんですよ。

例えば落合といった場合、小野小学区から通うことはちょっと無理なので、吉岡と自然になる。そのくらいの制限という言葉じゃないんですが、ものはあると私も認識して、全部のフリーではないです。そういった中で的人数調整のものがあるべきだと感じております。一応、町長の考えのこれからの進め方の上では、私はそういう考えを持っているという認識です。

そういった中で、やはり町でもそれを段階的に行ってきたいて、もう進めている状況を感じておりますので、今後早い時期に実施できればと思っています。やはり町長が子育て支援住宅を建設していただいている中でも、この方法一つで小規模校の現状を解消できるものではない、または複合的にやるんだと、地域の人口格差も、住むことはなかなか大変であるだろうが、交流人口としてはそういった格差をなくすべきだという考えの下から、こういった考え方もあるのでないかというようなものと一致するんじゃないかと考えております。この私の考えを踏まえて、さらに町長のお考えを聞かせていただきたいところです。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、町のほうではおっしゃるとおり複式をなくす、あるいは子供を増やすという意味で子育て支援住宅を実施してきております。これでおっしゃるとおり、それが全てが解決するというものではないというふうに思っております。一つの起爆剤といいますか、そういったことです。

おっしゃる話、今交流人口というお話がございましたけれども、交流人口という考え方、確かにそこに住まなくても来られるという、特色ある学校というのはそういうことだというふうに思っておりますが、そういったことも含めて、今考えておる段階であります。その中でエリアの大きな学校と、そういったお考えもなるほどあるんだなあというようには思います。それぞれいろいろある中でございますので、そういったものを総合的に判断しながら、今後、教育委員会の皆さんと学校関係者の方々と、そういったことも含めての検討をやっていかなければいけないというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

それでは、2件目の一般質問に入ります。

子供の貧困について。

子どもの貧困対策推進法が昨年6月改正され、都道府県の努力義務としていた貧困

対策の計画策定を市町村にも広げました。本町においては、どのような対応をするのか、町長の考えをお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、子供の貧困についてのご質問でございます。

平成26年1月に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されまして、国では、明日の日本を支えていく子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、成長環境を整備するとともに教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者の就労支援など、様々な取組を進めてきました。

令和元年6月に一部改正され、将来だけではなくて、現在の生活環境等についても子供の最善の利益を優先、考慮することとされ、市町村においても子供の貧困対策について計画策定が努力目標とされております。

大和町におけます対応といたしましては、乳幼児の医療費については、既にあんしん子育て医療費助成により自己負担、所得制限をなくして、平成28年度より年齢も18歳まで拡充し、子育て世帯の負担の軽減と子供医療の確保をしております。独り親世帯の医療費についても、宮城県の所得制限を超えた家庭については大和町が助成し、独り親世帯の負担軽減と保護者の医療の確保を図っております。

妊娠、出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援体制として、平成31年4月より健康支援課内の子育て世代包括支援センターと子育て支援課内の子ども家庭総合支援拠点が連携して妊産婦健診、新生児訪問、乳幼児全戸家庭訪問事業等を通じて乳幼児や保護者の心身状況及び養育環境の把握を行い、保健師と社会福祉士等の専門職とで母子カンファレンスを週1回定期的に開催し、職員間でも情報の共有を図り、支援方法の検討をし、子育て家庭への支援を図っております。

また、要保護児童対策地域協議会で支援をする家庭につきましては、学校や保育所などの所属先より毎月定期的な報告を頂き、子育て支援課、健康支援課、教育委員会が情報共有を図り、必要に応じ児童相談所や警察と連携して子供の安全・安心の確保に努めております。

貧困、就労など、生活支援が必要な家庭につきましては、福祉課、宮城県仙台保健福祉事務所、生活保護面接相談、社会福祉協議会、宮城県南部自立相談支援センター



などの関係機関と情報を共有し、連携して対応しております。

大和町としての貧困対策に関わる計画策定については、これまで行っている取組などを通じ、地域の実情などの把握に努め、計画策定について検討していきたいと考えておるところでございます。以上です。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

ただいま2件目の一般質問に対して町長の答弁がありましたけれども、それに基づいて再質問させていただきます。

この子ども貧困対策推進法の改正が市町村の努力義務にしたというのは、まず子ども権利条約というのがあって、それが国として条約では30年、批准して25年もたつんだけれども、国連の見方では、そういったものを批准した割には日本の子供に対する権利、そういったものが改善されていないという再三の通告を受けた中でのものです。そういったもので努力義務とはいいいながらも、かなり重要な対策推進法であると私は認識しております。

そういった中で、こういった回答を頂いた中では、そういった計画は持っていないんですけれども、取り組み方はかなり進んでいると私は感じております。であるならば、やはりこういったまちづくりをしている町だということをまず前面にPRすると同時に、大綱をいち早くつくって、このぐらいの達成率を持っているんだということでまちづくりをしていくべきだと思うので、早々につくられて、今県内では、仙台市と柴田町だけがこういった努力義務で計画を立てているところなので、県内3番目を目指してやるべきかと思いますが、町長の現在のお気持ちを再度聞かせてください。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この計画につきましては、おっしゃるとおり仙台市と柴田町で策定をしております。また、計画予定ということで、いろいろアンケート調査とかをやっておるところもあると聞いております。

大和町としましては、先ほど申し上げたとおり、町独自といいますか、町としてのそういったものはやってきておりますが、こういった計画としての位置づけといいますか、そういった総合的なものについてはまだやっていないところであります。このことにつきましては、努力義務ということでございますので、今後検討していくと申し上げましたけれども、あといろんな方々のご意見、アンケート調査等もやるんだというふうに思いますが、そういったことも含めて、今後どういうふうにやっていくかということも含めて、そういった計画の策定については繰り返しになりますが、検討といいますか、やっていくということで考えております。

今、現在進行形で進んでおりますので、それについての計画といいますか、実行している部分が多くなってくるんだらうなあとというふうに思いますし、あとはアンケート調査等で皆さんがお考えになっていること、そういったことの見解もいろいろ調査しなければいけないところがありますので、そういったところからスタートしていきたいというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）  
早期の計画策定が実施できることを望みまして、2件を終わり、3件目に入ります。3件目、台風19号時に流れ出た稲わらについて。  
1月14日の読売新聞において、台風19号の際、流出した稲わらの処理のめどがつかないとの報道がなされましたが、その後の進展はあったのか町長にお尋ね申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）  
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
それでは、台風19号時の流れた稲わらについてでございますが、今その流れ出た稲わらにつきましては、町内3か所の仮置場に仮置きしてあります。この量につきましては、あくまで見込みでございますけれども、4,500トン程度と推計しておりまして、その処理につきまして、当町においては、現在県外の企業と処理受入れについて協議

調整中であります。その相手方の企業は昨年12月に来庁し、仮置場の稲わらの状況を直接現地で確認の上、サンプルを持ち帰り、成分分析を行った結果、現在の稲わらの状態であればとの条件つきで、基本的に処理の受入れは可能であるとの返答を1月中旬に受けておるところでございます。

一方、その相手方の企業は、これまで稲わらの処理実績はなく、またその企業にある県外の地元自治体も同様に台風19号による大量の稲わらが保管されており、企業でその地元自治体からも稲わらの処理受入れを依頼されている状況でございます。

まず、地元自治体の稲わらを実際に工場で試験的に処理を行い、その結果、その企業でどのぐらいの量の稲わら処理できるかを確認の上、その全体量から大和町を含めた関係各自治体に1日当たりの受入れ可能な量や、いつから受入れ可能かなどの連絡を順次頂くこととなっており、現在企業からの返事を待っている状況です。また、県内のほかの市町村が現在処理を行っている別の企業にも、今後大和町も受け入れてもらえるよう調整を図っているところでございます。

今回の台風19号による県内の災害廃棄物の量は、現在約35万トンと推計され、そのうち稲わらは12万トン台になると推計されています。稲わらについては、一部処理を開始している自治体もありますが、稲わらの量が大量であるため、各市町村や広域処理の調整を行っている県においても、処理先の確保や調整については大変苦慮しているところです。稲わらの処理につきましては、今後も県など関係機関との連携を図りながら情報収集や処理先の確保に努め、できる限り早期の処理完了に向けて努力してまいりますのでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

ただいまの町長の答弁に基づきまして、再質問を開始させていただきます。

現在の稲わらの条件であればという条件がついた中で、この企業からの返答は、いつの期限で待っておられるのかお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

いつの期限と、ちょっと明確にまだ頂いておりません。

申し上げましたとおり、試験の処理はやってもらっております。それで、その現在の状況であればというそのとおりなんです、その工場については、実はちょうど機械の調整期間に入ってしまったところがありまして、それで3週間ぐらいちょっとかかるということでありまして、それが延びておりました。そして、その後地元の稲わらもあるわけでございますので、それが終わってから地元のほうへ入って行って処理してみたいということでございます。そろそろ3月に入っていますので、なお確認したいというふうに思っておりますけれども、ちょっと今明確にいつからという状況ではないのですが、できるだけ早くやってもらうように、さらにお願ひしてまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

この答弁を聞いて安心したと同時に、やはりその条件つきのところが条件が変われば、わらの状態が悪くなっていけば処理もできなくなるのかなあというような不安を持っているところなので、今どのくらいの期間を切っているのかというのをお尋ねしたところです。

それと、この2社の体制で場合によってできる可能性もある中で、逆にこの2社目の会社はわらの状況とか、そういったものの確認または条件というものはついていないのかお聞かせいただきたいところです。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

条件についてはちょっと確認しておりませんが、現在、近隣のわらの処理を行っておる企業さんでございます。したがって、それと同等であればということだというふうには思っておりますが、特別こうこうというような条件は今ところないといえますか、確認はしなきゃいけないんですけれども、その今やっている状況、わらを見てお

りますので、その状況であればというふうには思っておるところでございます。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

それと、これは確認でございますが、そうしますと、最大という言葉が適切かどうか分からないけど、2社体制になることもあるということで理解してよろしいんでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

最大何社になるかといえば、もつとなるかもしれません。現在、直接的に町として交渉をやっているのが2社、それから今県のほう等でもいろいろあつせんといいますか、やってくれるところがありますので、どこかが終わればそこに入れるということも出てくるというふうに思いますが、何せ量が量なものですし、おっしゃるとおり品質というんでしょうか、そういったものの課題も、今後雨が降ったりして夏場になればとかということも出てくることも考えられなくはないものですから、ちょっと課題はあると思いますが、最大2社ということではなくて、もつとあればお願いをして、できるだけ早く処理をとというふうに考えております。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

何せ動きようがないままで、わらの状態が続いている状態で不安を持っている方が多くいるということのための一般質問でした。早急に活動が見えるような方向で進めていっていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

議 長 (馬場久雄君)

以上で千坂裕春君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は午後1時からといたします。

午前11時43分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番今野信一君。

2 番 (今野信一君)

どうもよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして3件、8要旨、ご質問させていただきます。

まず最初に、避難行動要支援者の支援方策といたしまして質問させていただきます。

甚大化する自然災害に対し、生命を守ることが以前に比べ切迫したものと感じます。災害時にいかに素早く安全な避難行動が取れるかの方策を確立すべきと考え、以下の点について伺います。

1つ、避難行動要支援者名簿には、現在何名の方の登録がなされているのか、また名簿の更新作業はどのような手順で行われているのでしょうか。

2つ目、病院の入院患者や施設利用者に避難の必要があるとき、防災計画では最寄りの避難所へ搬送するとありますが、そのような場合の受入れ態勢の想定はできているのでしょうか。

3つ目、防災計画では要配慮者避難行動要支援者への支援対策の中で、大和町避難行動支援者避難支援プランに基づいて必要な支援を行うとしておりますが、そのプランの内容は、以上、お願いします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの今野議員のご質問にお答えをします。

初めに、地域防災計画による避難行動要支援者名簿につきましては、まず名簿の記載の対象者情報といたしまして、関係課から住民情報、介護認定情報、障害者情報を集約し、またそのほかに1人で避難できないおそれのある人として、これまで民生委員の訪問により把握している方、具体的には、日中独り暮らし高齢者や母子・父子家庭世帯等の情報を集約し、居宅訪問を行うための対象者名簿を作成しております。その対象者名簿を基に民生委員児童委員協議会にご協力を頂き、戸別訪問をして、地域の関係者への情報提供の同意を得た方について名簿として取りまとめており、これを避難行動要支援者名簿として現在858名登録されております。これまで対象者名簿、避難行動要支援者名簿について2年に1回の更新としております。

続きまして、2要旨目につきましてでございますが、大和町地域防災計画書の第9節、医療救護活動、第7の1項目に入院者への対応について記載されています内容は、医療機関の機能低下によって入院者が避難する場合は、医療班が最寄りの避難所へ搬送する。避難時においては、医師会等を通じて医師、看護師、介添え者の動員を要請するとあります。医療機関の機能を要している避難所はありませんが、多くの方々を収容するとなれば、総合体育館または学校関係の体育館の避難所を想定されます。入院者の治療が必要な場合は、日本赤十字社及び県下の医療機関への転送を要請するようになります。

続きまして、3要旨目の大和町避難行動支援者避難プランの内容についてお答えいたします。

内閣府の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針及び宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドラインにより、避難行動要支援者に関わる全体的な考え方を整理し、重要項目につきましては地域防災計画に定めております。

要支援者避難支援プランにおいて定める項目としては、名簿作成に関する関係部署の役割分担、避難行動支援等の役割分担、支援体制の確保、具体的な支援方法、避難行動要支援者の避難場所、避難場所までの避難路などになっており、現段階では各地区の自主防災組織の防災計画に位置づけられており、その計画を基に協力を頂くことにしております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

ご回答ありがとうございました。

それでは、幾つか質問させていただきます。

今ご回答いただいた中に、名簿記載の対象者情報として関係課から住民情報、介護認定情報、障害者情報を集約しておりますが、詳細によってどのような感じ、例えば住民の方で障害者手帳の申請ですとか、あと要介護の認定ですとか、そういうようなものがあつた場合、各課でそういう情報なんかをやり取りして要支援者名簿のほうに入れるような働きをするといひましようか、そういうような申請があつたときに、お話をして情報を集めているというような感じで捉えてよろしいのでしょうか。ちょっとそこいらをお伺ひしたいと思ひます。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

すみません、自席からということにさせていただきます。

町でもって持っているというんですか、町でそれぞれの課で担当しておりますので、情報収集しておりますので、そういった名簿をという意味でございます。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

先ほど私が例に出したような形で、例えば名簿記載の対象となる方は、独り暮らしの高齢者及び高齢者のみで構成されている世帯、70歳以上ですとか、介護保険の要介護3以上の認定を受けた人ですとか、身体障害者手帳の交付を受けている人1級・2級、療育手帳の交付を受けている人A・B、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人というような感じで、いろいろな方が、そういう方々が名簿の記載の対象となられる方というふうに地域防災計画のほうには載っております。それを各課で情報共有ということは、そういう担当課で申請を受けた方々が来たとき、その情報やり取りして危機対策のほうに取りまとめて、そこで名簿のほうに登載、もちろん本人の了



承を得た上でのものですけれども、そういったことがなされているのかどうか、そういった意味でご回答のほうに書かれていたのかなと思ひまして、その確認でした。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
その詳細につきましては、担当課から説明申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）  
福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長 （吉川裕幸君）  
ただいまの今野議員さんのご質問にお答えします。  
議員さんがおっしゃられたような地域防災計画上の記載の対象者情報は、各課それぞれ持っておりますが、一定の時期での関係課に照会をさせていただきまして、その情報を取りまとめしている状況です。それをこちらにも回答にも書いておりますが、居宅して名簿の登載の確認の同意を得るといような形の名簿のために情報を収集して集約している状況です。  
以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）  
今野信一君。

2 番 （今野信一君）  
というふうなことであるならば、じゃあ、ここの回答に書かれてある関係課から住民情報、介護認定情報ですとか障害者情報を集約してということは、申請に来られても、その時点での情報の共有ではなく、名簿作成時に皆さんでこういう人たちがいるよという形で持ち集めて、それでその対象者というものを絞り込み、そして民生委員の方々が伺いしてという考えでよろしいでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういうことは、各課に申請等があって名簿ができます。名簿がありますから。それを一定の時期、要するに今日だったら今日の時期での名簿という形になりますけれども、それを集めて、そして集約するわけです。議員さんの話では、多分、申請時にその都度その都度追加をしたりという形のご質問かというふうに思いますが、そうでなくてといたしますか、一定時期のときに、ある一定期間を、例えば何月何日現在の名簿の集約をした中で民生委員の方々がご協力いただくと。ですから新しく追加になったとか、例えば追加になる場合でない場合とか、そういったものが次々常時変わってくるわけですが、その都度その都度変わっている状況ではないということになります。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 （今野信一君）

たしか、これまで対象者名簿、避難行動要支援者名簿については2年に1回の更新となっておりますというんですけれども、その更新とはまた違う、どのぐらいのペースで新たな対象者というものを民生委員の方々にお知らせして、その要支援者という方々に、その名簿に載せるかどうかというようなものの確認を取っているというような形で動いているのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これは先ほど申し上げたように、2年に1回の更新という形でやっております。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

2年に1回の更新ということになさっているということだと、結構入れ替わりが激しいのかなというような感じはして、記載していたんだけど、その方がいなくなっていらっしゃるとか、どこかほかの施設のほうに行ったりとか、あと、また新たに障害者の申請の手続とか、そういったことをして、リアルタイムでなっていないといいましょうか、下手したら、その2年丸々、そして追加されて2年以上の経過がなされてしまって、新しいものになっていないかというような危惧が生まれてくるんですが、そのような感じはいかがでしょうか、町長は。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

おっしゃるとおり2年間ですので、その間での移動というのはあるというふうに思います。ただといいますか、その辺につきましては地区の自主防災の中とか、その中でも、あるいは民生委員の方々それぞれの中での把握をお願いする状況にあります。その都度その都度の入替えというのは一番ベストなんだと思いますけれども、現状はお考えのとおり、一応確認をしながらの名簿登載というふうなこともありますので、その都度その都度ではなくて、現状は2年に一遍で、ただ、現場サイドといいますか、そういったことにつきましては、民生委員の方々につきましては、その名簿の動きというものについては把握されている部分があるのではないかと、ある程度把握されているというふうに思っております。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

先ほど私申し上げたんですけれども、5項目ちょっと申し上げました。老人独り暮らしですとか、あと要介護認定を受けているとか、そういうのを、例えば要介護認定を受けた段階でとか、あと各種の手帳を申請した時点でとか、担当課でちょっと把握できた時点でやり取りをして名簿のほうに登載できるならば、そのときにしてもらおうというような形で、リアルタイムですぐ載せられるような状況というものは、なかなか

か難しいもんなんじゃないかな。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

リアルタイムということがベストだと思います。先ほど申しましたとおり、名簿の把握と確認ということもございます。したがって、名簿上はそういう状況になっていましてけれども、地域地域といいますか現場のほうでは、その動きについてはある程度把握はできるんじゃないかと。名簿上はきちっとやるのがもちろんベストだというふうに思いますけれども、それについてのやり方につきましては、最終的には民生委員さんの方々が一軒一軒回ってというようなご苦勞もいただいておりますので、その都度その都度というのについてはちょっと、できないことはないというふうには思いますけれども、現実的な問題としてはちょっと厳しいのかなというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 （今野信一君）

では、平成28年に私、同じようなことを聞いていることがあって、そのときに対象者が約6,000人ぐらいいて、そのとき登載されている方が939人だったんですよね。今回の場合は858名ですよね、大体100名ぐらい減っているんですが、やはり対象者的には前は6,000人でしたけど、今までやっぱりそのぐらいの方々はいらっしゃるぐらいで把握はしているんじゃないかな。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

対象者については、そういった資格的には同じ考えでございますのでそう思いますけど、なお福祉課長から答えます。

議 長 (馬場久雄君)

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長 (吉川裕幸君)

ただいまのご質問にお答えいたします。

対象者の全体といたしましては、延べですが、約1,900名ということです。実際同意を得ている段階が858名ということになります。以上でございます。よろしく願いします。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

平成28年のときには6,000人の対象者の中で939人ということは、今回は1,900人ということで対象者がぐんと減っているということですよ。延べ人数とおっしゃいましたけれども、それはいろいろな老人の独り暮らしであり、要介護認定がという形でダブっているというふうな勘定ですので、大体そうすると結構把握されているような感じはするわけですね。でも、やはり登録することを拒否なされる方も結構いらっしゃるのかなと思うんですが、その一番のネックというのはどういったところにあるんでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ネックということですが、個人情報を公にしたくないというあれですけども、そういうことが基本だというふうに思います。それから自分でやっていけるよというお元気な方もおいでて、お話を聞くと、そういったお世話にならなくてやれるんだみたいな、逆にそんなご迷惑はおかけしませんからという方もいるというお話を聞いたことがあります。全てではないと思いますけれども、そういった方々が色々おいでだというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）  
今野信一君。

2 番 （今野信一君）

なかなか苦勞があるんじゃないかなというふうに思いますが、やはり名簿、何か災害あったときには一番最初にそこがあってということなんでしょうから、きちんとしたものを作っていたらいいと思うんですが、今まで東日本大震災以降、6回ほど豪雨・風水害関係で避難所というものが開設された経過があるみたいなんです、その時点で準備情報とか出されて、避難所を利用してくださいのような感じで皆さんに防災無線を使って広めて実際やってもらっているんですが、そういうときに、こういう名簿というものはどのような使われ方をしているんでしょうか、教えてください。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

基本的には、民生委員さんがこの名簿をお持ちでございます。そういった場合につきましては、その際、災害時といいますか、そういったときにつきましては地元の区長さん、あるいは民生委員の方々、そういった方がその名簿をご利用されて、そして訪問されたりしているというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）  
今野信一君。

2 番 （今野信一君）

ということは、町長であるか災害対策本部長なのか分かりませんが、そういったときにその名簿を使って、もしくは担当課の方ですとか実際ちゃんと避難されているかどうかの確認ですとか、そういうものを民生委員さんですとか、そういうようなことをしてくださいとかしなさいとか、そういうような命令系統というか、それでちゃんとできているかどうかの報告をしてくださいのような形の、町と民生委員さんとの連絡的なものがあるのか、そこいらはどうなんでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

例えば災害があったその段階で、民生委員の皆様方なり区長さんなりに、そういった方のところに回って下さいというような指示と申しますか、そういったことを直接してはおりません。それぞれの区長さん方等が自主防災組織の中で、そういった形で確認と申しますか、そういったことをやっていたいております。

あと、区長さん方に確認と申しますか、そういったことについて町はやっているわけでございますけれども、避難の状況とか、そういったものについては区長さん方以後で確認しますが、その段階で行ってくださいというような指示と申しますか、そういったことは直接は町からはしておりません。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 （今野信一君）

民生委員さんは名簿を作るときには一緒になって作っていただいております。区長さんはそのときは、名簿を作るときには入っておらないような形の回答なんです、ということは、民生委員さんと一緒になって動かないと、どこに誰がいるかということは区長さんも把握はできていないというふうに考えなければいけないのかなと思うんですが、民生委員さんと共に行動してやるような形の、そういう形になっているのかどうかというのをちょっとお尋ねしたいんですが。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういうのがあった場合、災害があった場合にですけれども、名簿を作る段階では区長さんではなくて民生委員の皆様方に回っていただいて、民生委員の組織の中で作っていただいているということです。それで、その民生委員の組織の中で作ってもら

ったものを民生委員さんが保管をされている。町でももちろんあります。そういった災害の場合には一緒にそういった形で動くというふうに、一緒にといたしますか、民生委員さんと区長と地区で活動するわけですから、一緒に活動といたしますか、そういった形の活動になるというふうには基本的にはそう思っております。

ただ、いつも一緒にお二人でといたしますか、区長さんと民生委員さんが一緒に歩くかどうかというのは、それはいろいろあると思いますけれども、それぞれ歩くとか、地域のことで、そういったことの情報の共有ということについては、民生委員と区長さんについては一定の情報の共有はあるというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 （今野信一君）

分かりました。

どうしてもこれを見ておりますと、名簿を作るときは民生委員さんのお力を借りて、じゃあ実際、それを使って行動するときには自主防災組織とかというふうになってくるんですが、そのときに、先ほど言いましたように個人情報関係のほうで、その名簿が民生委員さんのところで止まっていて、それを活用するときには出さなくちゃいけないんだけど、そこいらは、きちんとそれを自主防災組織に民生委員さんがお持ちの名簿を提出して、この方々のところに皆さんで回って下さいみたいなような形を考えていらっしゃる、そういう形でよろしいんですね。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういう形でよろしいんですねと言われてもあれなんですけれども、自主防災組織というか、その地域で活動される場合に、民生委員さんも自主防災組織さんも一緒にやってもらうといたしますか、活動的にはですね、動く内容は多分同様の内容といたしますか、同様の活動をするというふうに思っておりますので、民生委員が民生委員だけ、自主防災が自主防災だけという形の活動をするというものではなくて一緒に活動すると、そういったものが基本だというふうに思っております。



議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 （今野信一君）

ちょっとこれ以上進めても時間が難しくなってくるので、また後で触れるかもしれませんが、先に進めたいと思います。

2項目めの入院患者の関係なんですけど、ほぼ理解できました。

その中で、一つちょっと確認しておきたかったんですけども、入院ではなくても重度障害者日常生活用具というんですか、酸素を使うとか、あとたんの吸引ですとか、そういった在宅でいらっしゃる方々の避難所といいましょうか、そういったことに関してひだまりの丘というものを持っておりますが、東日本大震災の際には、ひだまりの丘には636人ぐらいの方がいらっしゃったというようなことで避難されていたということで、そういった福祉関係のほうだけに限らずお集まりになっているのかなと思うんですが、そういった方々に関してちゃんとした場所が取れるのかどうかというのを、やはりそういった方々も体育館とかそういった方法をお考えなんでしょうか、ちょっとそこいらの確認をさせてください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

基本的には、ひだまりの丘が福祉といいですか、そういった施設になっております。東日本大震災のときにはそういった形で、そこだけではなくてという形になりました。現状だと思います。その中で、そういった方々が避難する場所についてどうするんだというお話でございますけれども、基本的には、そのひだまりというようなところがありますけど、そこがいっぱいになれば一旦は、先ほども言いましたけれども、体育館とかそういったところになるというふうに思いますが、同時に、宮城県の赤十字とかそういったところと連絡を取った形で、その意味でも短時間の間に移動できるような体制、これは日赤でなくても町内、もちろん黒川病院とかそういったところでもタイアップできれば、そういった体制は同時に取っていくことになるかと思えます。

議 長 （馬場久雄君）  
今野信一君。

2 番 （今野信一君）

その東日本大震災のときは、まほろばホール、ひだまりの丘、宮床小学校、小野小学校、もみじヶ丘児童館、吉田教育ふれあいセンター、鶴巣防災センター、落合教育センター、そこ辺りが避難所ということで、合計で1,664人の方が行かれたみたいなんです。吉岡でいうと西原地区の方々からこの間ちらっとお話を聞いたんですが、そのときに研修センターのほうに行こうとしたらば、ちょっと使えないから別のところに行ってくれというような形で、ほかのところに戻されたというような話を聞いたり、あとほかにも吉岡の場合ですと小学校、大和中学校、そういったところもあるんですが、そちらのほうに分散させて、ひだまりの丘をなるべくそういった福祉関係といたしましょうか、障害者の方ですとか要配慮者の方々に使っていただけるような振り分け方というような感じのことで対処をされてもよかったのかなと思うんですが、そこあたりなんかはいかがなんでしょうかね。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

東日本大震災の際には、研修センター等につきましては被災があって、戸が閉まらないとか、そういった状況もございました。避難場所についてはそういった形で、やはり避難に見合うといたしますか、そういった形の場所ということでございますので、あそこは使えなかったということです。

それから最初の避難につきましては、町のほうでも避難の防災用具とか、そういったものをそろえることもありますので、その決まったところに基本は行くということでございます。その後に広がってくれば、広がってくればというか時間がかかるとか、そういった部分があれば、ほかのところを広げた形での避難活動といたしますか、そういったことは考えていかなければいけないというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）  
今野信一君。

2 番 (今野信一君)

ありがとうございました。

では、3要旨目のほうに移りたいと思います。

要支援者避難支援プランというものが、現段階では各地区の自主防災組織の防災計画に位置づけられておるといような感じなんです、そこいらまでの各地区での行われている自主防災組織に、そういうような形のことをやってくれというように、そういう指導みたいなのは行われていらっしゃるのでしょうか。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

自主防災組織をつくっていただく段階で、各地区に自主防災組織の規約とかをつくってもらっているわけですが、防災計画というものにつきましても町のほうからひな形をお示して、地区のそういった防災計画をつくってもらうというお願いをしております。

議長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

要支援者避難支援プランというのは、要支援者を避難させるための個々のものではないのでしょうか。これは違うんですか。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

要支援者避難ですか、要支援に特化したという形のことがあるわけですが、現在それは町のほうでないのが現状です。今の状況は、さっきも申しましたとおり、その地区防災計画の中にそういった項目も位置づけておまして、そこの中で計画と

してやってもらっているという形です。

議 長 （馬場久雄君）  
今野信一君。

2 番 （今野信一君）  
ということは、行く行くはそういった要支援者なんかを把握して、そういった方々を避難させるためにはこういうプランを練りましょうとかという、そこいらまで持っていきたいというようなことでよろしいのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
避難経路とかそういったものについては、それぞれの方々に違ってくるわけだと思います。ですから、その細やかな部分について今お願いしているところでございます。ただ、これを一つにといいますか、町として、その要支援としてのものについて、防災計画があつて要支援が来るわけでございますけれども、その中で今、要支援がなくて動いているわけですが、これについては整理をする必要があると思っております。

議 長 （馬場久雄君）  
今野信一君。

2 番 （今野信一君）  
分かりました。ありがとうございます。  
それでは、1件目はそのぐらいいたしまして、2件目のほうに移らせていただきたいと思ひます。  
2件目、避難所の見直し。  
平成23年3月11日に東日本大震災時、町は8か所の避難所を開設し、1,664人の避難者を受け入れました。それ以降6回、台風や豪雨のため、主にまほろばホール、鶴巣防災センター、落合教育ふれあいセンターの3か所が地域住民の避難先となり、その役割を果たしております。

避難所の在り方についてお伺いします。

1つ、先ほど申し上げました3か所の避難所、すなわち、まほろばホール、鶴巢防災センター、落合教育ふれあいセンターの中で被害用備蓄物資が整備されているのは落合教育ふれあいセンターのみであります。多くの方が避難先として利用していることから、まほろばホールと鶴巢防災センターに備蓄倉庫を設置すべきと考えますが、いかがでしょうか。

2つ目、今まで避難所を開設してきて、利用者の声から運営方法や設備品について改善した点はございますか、教えていただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、避難所の見直しについての質問にお答えします。

東日本大震災以降におきまして町内の避難所を開設いたしましたのは、台風や豪雨の被害が予想された場合であります。避難所としては、吉田川周辺で水害に遭うおそれのある地区を最優先とした対策を実施し、地域の人命を守るために指定した避難所といたしましては、まほろばホール、鶴巢防災センター、落合教育ふれあいセンターの3か所と、福祉避難所としてひだまりの丘を開設したものであります。

1 要旨目の多くの方が避難先として利用しているまほろばホールと鶴巢防災センターに備蓄倉庫を設置すべきと考えるがについてでございます。

鶴巢防災センターには建設当初から、飲料水や非常食、発電機、煮炊き用設備等を装置した防災資機材庫としての建物の1室を設けておりました。まほろばホールにつきましては、施設内の倉庫に備蓄倉庫と同等の飲料水や非常食、煮炊き用設備等を装備・備蓄しており、台風等の進路予想で本町に接近し、避難所の開設が必要と判断した場合には、到着日数日前に各避難所の備蓄数を確認しまして非常食や毛布等を運んでおりますので、防災倉庫の役割を果たしているものと考えております。

2 要旨目の、今まで避難所を開設してきて利用者の声から運営方法や設備について改善した点でございますが、昨年10月の台風19号の際には外部からの災害情報が得られなかったことから、テレビのアンテナケーブルの延長や携帯タブレットの充電器を装備する予定であり、これまでは耐震性の貯水槽、屋外用簡易マンホールトイレ設置、仕切り用や敷きマット用の段ボール、段ボール用トイレ、Wi-Fi受信機の設置等

を行ってきております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）  
今野信一君。

2 番 （今野信一君）

ありがとうございます。

それでは再質問させていただきます。

昨年のちょうど今の3月の予算のときの代表質問で、私はこういうような質問をさせていただきますまして、まほろばホールにそういう備蓄されているものがないんじゃないかというような質問をさせていただきます、そのときたしか町長も、ほかの倉庫から持ってくるような話で聞いていたので、そういう備蓄品がないのかなというふうに考えておりました。

またあと、こちらのほうの防災計画のほうにもまほろばホールの備蓄品というようなものが記載されていないんですね、ほかのところはちゃんと防災倉庫として載っているんですが、鶴巣防災センターにおきましても日赤林野火災使用分として毛布が10枚、あとポリタンク20リットルが40個ですとか、あと保存水が1.5リットルペットボトルが240本、保存水20リットルが10個とか、そういう水物はあるんですけども、鶴巣防災センターのほうには食料なんかもないようですし、まほろばのほうにはきちんとそれが常備されているということで、これは計画書のほうには載っていませんけれども、それはあるということでよろしいわけですね。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ちょっとその計画に載っていないということでございますが、現在常備されております。

議 長 （馬場久雄君）  
今野信一君。

2 番 (今野信一君)

ということは、ちょっと話が変わってきて、こちらのほうに載せていないといいましょうか、じゃあ、この計画を立てる時点ではなかったということですね。されていなくて、最近といいましょうか、それ以降に常備されたということで。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

その当時ということですので、ちょっと私も確認できませんけれども、なかったのかもしれませんが。すみません。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

先ほどの1件目でもちょっと出たんですけども、吉岡には大和中学校にはそういう備蓄倉庫がありまして、しかし、そこは倉庫はあるんですけども避難所として開設されたというのはあまりなく、そちらのほうにきちんとあるんですが、その使い方としてはどのような感じでお考えになっているのでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

避難所として指定しておるわけでございます。全部が常に使うわけではなくて、最近ですと、どうしても水害といいますが、そういったものが多いものですから、先ほどの場所となっておりますが、いろんな災害を想定した場合に町として避難所を設定して載せているわけでございますので、こういった場合といったらあれですが、避難所としての活用はないほうがいいというふうに思いますが、全体の収容の人数とか、そういったものを見た中での指定になっております。

議長（馬場久雄君）  
今野信一君。

2番（今野信一君）

ありがとうございます。了解いたしました。

あと、2要旨目につきましても皆さんの声を聞きながらやっていけばなというふうに考えます。一応こういうようなものは、やはり机上で想定してもなかなかうまくいかないというようなことが多いと思いますので、数少ない避難所としての運営というものの中で、やはり実際やってみたらばこうだった、ああだったというところが出てきますので、そういったような声を聞きまして、どんどん避難所を立派にするというのも変な話ですけれども、そういうようなご不便のないような形で常日頃から耳を傾けて改善していただければなというふうに考えますので、そこのところをよろしく願いして3件目のほうに移らせていただきたいと思います。

では、3件目に行きます。

自主防災組織の活動。

今後協働を推進していく本町にとって、全ての面において地域の力が不可欠であります。福祉や防災の面では、その成否が町の将来を決めるとも考えられます。

そこで、自主防災組織の活動についてお伺いします。

1つ、自主防災組織の育成指導について、町ではその重要性を掲げ、自主防災組織連絡協議会の設置を防災組織の中に記載しております。およそ100%の地区で組織が設立している現在、組織力の向上と地域間の組織力格差の是正のためにも連絡協議会設置の必要性を感じますが、いかがでしょうか。

2つ目、防災訓練の項目に避難所運営の訓練があります。また、自主防災組織の活動でも避難所開設と運営訓練の実施が記載されております。共助力の強化として自主防災組織が取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

3つ目、熊本県では地震発生2か月後に最大時間雨量136ミリの豪雨災害が起きました。本町も東日本大震災の6か月後、大雨災害に対処するため避難所を開設しております。複合災害に対する準備も大切で、自主防災組織の強化が急務と考えられますが、町はどのように組織の強化を進めていくのでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

議長（馬場久雄君）



答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、自主防災組織活動の1要旨目の、自主防災組織力の向上と地域間の組織力格差の是正のためにも連絡協議会設置の必要性についてお答えをいたします。

自主防災組織につきましては、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚や連帯感を醸成するとともに、地域の方々が自発的かつ自主的に隣近所の家々や人々が役割分担をしながら、力と心を合わせながら助け合うこととされておりまして、いかに組織的な地区防災力を向上させるかが大切と考えております。

本町の自主防災組織につきましては、地球温暖化の影響等による巨大台風や地震被害が想定されるなど、今後ますます重要になると考えております。このことから自主防災組織連絡協議会の設置について、当時設置された各自主防災組織からご意見があり、各自主防災組織の長である区長が組織する区長会と協議してまいりました。当時は組織結成が89%であり、今回は100%の組織結成となったことから、今後の必要も鑑み、区長会の一組織として自主防災組織連絡協議会の設立を目指したいと考えております。

また、町としては各自主防災組織の強化として防災資材の貸与や更新、非常食の提供、また防災指導員の養成講座や防災指導員のフォローアップ講習、県地域防災アドバイザー派遣事業などを引き続き実施していくほか、防災組織の基幹となる地区防災リーダー育成のため、地区の特徴を踏まえた町主催の研修会等を開催し、防災力の向上を目指し、支援をしてまいります。

2要旨目の避難所の開設や運営訓練の項目を共助力の強化として自主防災組織が取り組むべき項目と考えるかについてお答えいたします。

防災組織や避難収容施設運営マニュアルには、避難所は地域のコミュニティーの場となることや、対象とする災害の種類によっては時間が制約された中での施設開設など、災害発生直後は住民組織による迅速な対応や、その平素の取組が重要となることが掲載されております。そのため平素から備えることを考え、地元住民による自主運営が基本でありますので、自主防災組織を中心とした町民の自助・共助、そして行政の公助との連携という観点からも、災害発生当初の避難所設置運営は町対策本部で行い、運営につきましては徐々に自主防災組織へ移行するように、その体制強化を図ってまいりたいと考えております。

3要旨目の複合災害に対する準備も大切で、自主防災組織の強化が急務と考えられ

る。町はどのように組織の強化を進めていくのかのご質問にお答えいたします。

複合災害は、地震、火災、風水害や原子力災害等の災害が同時または連続して発生する災害想定と認識しており、被害が深刻で長期化するため災害対応が困難になることが懸念されます。この複合災害への自主防災組織の強化をどのように進めていくのかということではありますが、このような場合は一般の災害と比べ被害が不明確で、状況によっては甚大な被害が予想されますので、命を守ることを優先として、迅速かつ安全な避難行動が大切であると考えます。

このような複合災害時には、地域実情に精通し、迅速に活動でき、地域住民が信頼し、一番に耐えることのできるのは、やはり地域に根差した自主防災組織であると考えております。そして、その役割は今後ますます重要視されることは認識しておりますので、日頃の訓練はもちろんのこと、県や先進的に取り組んでいる自主防災組織等への先進地視察研修を自主防災組織連絡協議会——区長会ですが——で行い、複合災害に対する組織の在り方など組織の強化を図ってまいります。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 （今野信一君）

時間もちょっとなくなってまいりましたので、3要旨まとめて再質問というような形になろうかと思いますが、お許しください。

やはり先ほども申し上げたかもしれませんが、この防災計画、震災関係と風水害というふうに分かれておりまして、それに対処するような形、そして今まで六、七、八回、この3月ですと東日本大震災から9年たちますというような形ぐらいなんですけれども、この10年間ぐらいでそのぐらいの、震災が1回、あと風水害関係で6回の避難所が開設されております。最近、前回も私も温暖化というような話で災害が大きくなっているというようなこととお話しさせていただきました。そういうふうに風水害関係での今後、やはり避難所開設はしばらく続くのかなという、そういう懸念はあるんですが、そういった中で、やはり大きくなってくると職員の皆さん方だけでやっていくというのはなかなか大変なことだと考えるわけですね。そうしますと、やはり風水害関係は震災と違って予想がつく、1週間、10日ぐらい前から台風の発生ですとかそれが分かる。そして、西日本の方々には悪いんですが、そういうようなニュースが流れてきて、東日本にも来たら、我が町にも来たらどうなるんだろうという

ことで、その準備はできるわけですね。

そういった中で、1件目で申しあげましたように要支援者の避難を最優先させて、まだ準備情報を出す前に避難をしていただくなり、そしてその運営を自主防災組織の方々にやっていただく、そういうふうな形をしいて、職員の方々にはまた別な仕事というような本来のことをやっていただかなければならないような状況というものを想定すれば、やはりその準備段階として、風水害というものに関しましては自主防災組織の皆さん方、過去に1回そういう話をしたときに、たしか各区の方々を、62でしたっけ、行政区、そういった方々を集めるのを一堂にして二、三人ずつ集めるのは大変なことであるというようなこともありましたので、例えば避難所ごとの集まりを持たせて、そしてそういった地区を少し広げた感覚で自主防災組織同士助け合うような形でとか、そういう形でもいいですから持っていければいいんじゃないかなというふうを考える。その中での連絡協議会の設立があってもいいのかなというふうにも考えたわけで、今回のようなことで風水害に関してそれで訓練をしていただくような形で、震災のときには誰がどう倒れるか分かりませんので、なるべくそういったような形を経験していただくことによって、何とかその協力をしていただける。そして、元気な方々が別な救済のほうに回っていただくとか、そういったような形で人の割り振りなんかできれば、共助といいたましようか、本当にできるのかなというふうを考えるわけです。

そういった中でも、やはり今までは自主防災組織をつくることに主眼を置いておりましたけれども、そこからステップアップした次の段階というものに早速取り組んでいただきたいなというふう考えるわけです。そこいらがどのぐらい理解していただけるか分かりませんが、そこあたりを考えて、町長いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

自主防災組織につきましては、おかげさまで全地区できておるところでございます。それぞれの地区で今、独自の活動をしてもらっております。大変感謝しております。

そういった中で、今おっしゃったとおりのようなエリアごとといいますか、そういった活動も必要ではないかというお話でございます。全体のことで、さっきちょっと町として考えているという話をしましたが、活動のやり方についてもいろんな皆さん

のやり方について、今あちらは何をやっているんだろう、どういうことをやっているんだろうというような声が、そういった意見の交換の場ということも望まれておるところでございますので、組織として区長会の中にそういったものをつくってやっていきたいという考えを示しました。その活動の中でエリアごとの活動、共助といいますか、そういったものについて話し合うなり、場合によっては共同で訓練をすることがこれから大切になっていくんだというふうに思っています。

震災、地震については、ちょっと予測できないんですが、風水害についてはある程度の予測がつくということ、おっしゃるとおりだと思います。早めの避難ということについては、我々は空振りであっても避難しようというような、見逃しをするなどという気持ちでやっているところでございますが、避難するというのはなかなかそのときにならないと、現実的に避難という行動に移るというのがなかなか難しいと思います。ですから、これについてはある程度、役職、役をやる人だけではなくて、みんなの協力がないと進まないということもあろうというふうに思います。それについても地区の訓練なり、そういった研修なりで深めていかなければこれからはいけないのかなと思っています。役割分担という中で、それぞれの役割がある中で進めていくわけでございますので、住民の方々のご協力はこれからぜひとも必要でございますので、ぜひご協力よろしくお願ひしたいと思いますし、町としてもそういった考えの中で、いろいろ今後、自主防災等の活動につきましても進めて考えた中での進めをしてまいりたいというふうに思います。

議長 (馬場久雄君)  
今野信一君。

2番 (今野信一君)  
ありがとうございます。

前回の受けたセミナーの中で社会の傾向というものがありまして、1つ、高齢化が進む、2つ、近所付き合いが減っていく、3つ、町内会自治会活動への参加が低下してくる、4つ、消防団員が減少する、5つ、自治体職員が減少する。うちらの場合ですと、そういうことはないんでしょうけれども、あと町内だけの職員ではなく、町外にいて、緊急な場合、集まれないというような状況にもなっている。そういうような状況ですと、やはり本当に地元にいる人たちがどの程度協力し合えて、地元の人たちも近所付き合いがないと、いざというときに集まれないと、そういうような状況

がこれから、そういう傾向であるそうですので、やはり自主防災組織の在り方という  
か、そこいらの考え方は難しいのかなというふうに思いますので、そういったことも  
加味しつつ、自主防災組織の連絡協議会みたいなのをつくってスキルアップを図って  
いただき、いざとなったときみんなで大和町一丸となってそういう命を守る、災害に  
よる死者が出ないような形、そういったものの仕組みをつくっていただければという  
ふうに考え、私の一般質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

議 長 （馬場久雄君）

以上で今野信一君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は午後2時15分からといたします。

午後2時00分 休 憩

午後2時14分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

ここで、先ほどの2番今野信一君の一般質問に対し、訂正の申入れがありましたの  
で、発言を許します。

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほど今野議員さんのご質問の中で、人数につきましてのご質問がございました。  
その件につきまして、吉川課長から訂正をさせていただきますのでよろしくお願いし  
ます。

議 長 （馬場久雄君）

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長 （吉川裕幸君）

お時間を頂きましてありがとうございます。

先ほどの今野議員さんのご質問で、要支援の対象者数についてのご質問で、私は延べ約1,900名とお話しさせていただきましたが、正しくは実人員1,955名の誤りでした。申し訳ございませんでした。

議 長 （馬場久雄君）

引き続き一般質問を行います。

4 番馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

それでは、本日最後の一般質問を行わせていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして行いたいと思います。

1 件目でございます。新型コロナウイルスについてお伺いをいたします。

中国湖北省武漢が発生源とされる新型コロナウイルスの感染は、中国はもとより世界各地へ広がりを見せているところでございます。各国及び日本でも、その対応に苦慮しているところでございます。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

1. 去る2月6日の随時会議でも町長より報告があったところでございますが、これまでの情報収集の状況と、町民への情報提供はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

2 目、本町及び近隣市町村で発生した場合の想定される予防対策及び対応策は。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの馬場議員のご質問でございます。

新型コロナウイルスについてのご質問でございました。

新型コロナウイルスにつきましては、昨年の12月以降、中国の湖北省武漢市で新型コロナウイルスに関連した肺炎の発生が報告されて以来、日本をはじめとする世界各地から報告が続いており、世界保健機関（WHO）が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態の宣言をしております。

2月28日時点の新型コロナウイルス感染者は、中国の7万8,824人を含む全世界地域で8万3,330人となり、死亡者につきましては、中国の2,788人を含む全世界・地域で2,857人と厚生労働省が発表しております。

日本におきましては、北海道、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県などの20都道府県で感染が確認され、チャーター便、帰国者を含めると210名となり、集団感染が起きたクルーズ船、ダイヤモンド・プリンセス号における感染者も700人を超えております。

ただいま2月28日現在ということで申し上げました。3月3日現在でちょっと数字がありましたので、今の数字をちょっとご報告させていただきます。

3月3日現在で新型コロナ感染者は、中国の8万151人を含む全世界・地域で8万9,977人となっており、死亡者につきましては、中国の2,943人を含む全世界・地域で3,108人との発表でございます。

また、日本国内におきましては宮城県でも発症しておりまして、26件、24件と申しましたが、26の都道府県で確認されておりまして、チャーター便帰国者も含めると感染者は241名ということでございます。これが3月3日、まだ動いているとは思いますが、状況でございますので、ちょっと付け加えさせていただきました。

それでは戻ります。

県内におきましては、先月29日に仙台市内在住のクルーズ船に乗船した70代の日本人男性の感染が確認されたと仙台市から発表され、東北地方では初めての感染確認となりました。男性は28日に仙台市内の感染症指定医療機関に入院し、現在治療中でありまして、仙台市では詳しい行動歴の調査と濃厚接触者の家族の健康観察を始めております。

ご質問の1要旨目の、これまでの情報収集と町民への情報提供関連であります。

情報収集につきましては、厚生労働省及び宮城県より随時情報が入ってきておりますので、国及び宮城県の動向的なもの、さらには新聞報道を含めた情報を把握しているところでございます。

国におきましては1月27日にホームページ開設以降、閣議決定に基づく新型コロナウイルス対策本部及び厚生労働省に電話相談窓口を設置、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等を施行しております。

同様に、宮城県におきましても1月24日に県内各保健所に相談窓口を設置以降、任意による新型コロナウイルス対策本部を設置し、ホームページにて情報提供、注意喚起のチラシを作成し、随時更新をしている状況にあります。

本町におきましては1月31日より、ホームページに新型コロナウイルスに関連した肺炎の発症、感染予防のために気をつけること、相談窓口及び関連のリンクなどを掲載し、情報提供をしており、2月5日には臨時庁議において新型コロナウイルス感染症対策を協議し、各課等に対し対策の啓発・普及などを指示し、相談窓口を健康支援課に設置することを決定しております。

先般、2月19日に新型コロナウイルス感染対策本部を設置して、感染状況などの情報共有と今後の対策に関します確認などを行いました。その後におきましてはフェイスブック及びツイッターなどのSNSへの掲載、注意喚起のチラシを作成し、町内全世帯への配付により、住民の皆様方に新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の対策などを周知しております。

2 要旨目の本町及び近隣市町村で発生した場合の想定される予防対策及び対応策であります。県内及び町内で発生した場合には、大和町新型インフルエンザ等対策行動計画に準じ、宮城県対策本部及び塩竈保健所と連携し、感染拡大の防止、感染者への支援、社会機能の維持に必要な具体的対策などの措置を講じてまいります。

なお、先月27日、安倍首相から、3月2日からの全国小・中学校、高校及び特別支援学校の臨時休校とする要請に応じ、本町におきましても翌28日に、町内小・中学校を3月2日から24日まで臨時休校とすることを決定しております。

また、今回の定例会の冒頭で報告をいたしました。県内での感染確認を受け、先月29日から、まほろばホール及び総合運動公園、体育センターをはじめとする町内各施設の閉館をしております。

また、庁内各課等においては相互の連携、情報共有を徹底するとともに、情報の変化に適切に対応し、感染症の蔓延を防止するための対策を講じ、住民に対しましては正確な情報を分かりやすく提供することで不安の解消を図るとともに、所管する施設、あるいは関係機関に情報提供を行い、それぞれ連携を図ってまいります。

今後におきましては、当面の状況をしっかり把握した上で、さらなる対応を検討してまいり、全庁一丸となり感染防止対策に努めてまいりたいと、このように考えております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)  
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)



今、ご答弁を頂きました。おおむね国・県の対策を基にというご答弁だったかと思  
います。

少し話は戻って、昨年6月に、私、一般質問で条例内の対策本部設置についてと  
いう質問をさせていただきました。その中で、図上訓練は町本部単独での訓練は実施  
していませんというご答弁がございました。その後、要は今回、対策本部が開かれ  
るまで図上訓練は行われたのでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
この間お話をあつた図上訓練は、まだやっております。

議 長 (馬場久雄君)  
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)  
何を言いたいかというと、こういうことが起きるから図上訓練はやっておいたほう  
がいいんじゃないですかという昨年6月の提案でございました。明らかに同じことが  
起きていますよね。もちろん土台になっているのは新型インフルエンザ対策ですか、  
特措法ですね、それが基準になって国も県も動いていると。要は、今まで経験したこ  
とのない感染症、いわゆる新型コロナウイルスですので、要はベースになるものがな  
いのでこれを基準にやっているということだと思います。

さらには、12月定例会で正常性バイアス、この話をさせていただきました。いわゆ  
る自分は大丈夫というご質問をさせていただきました。

町長、今回コロナウイルスが発生して、これは1月のあたり、ダイヤモンド・プリ  
ンセス号で、あややというあたりで、町長はいつ、これはやばいなというスイッチが  
入りましたか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

やばいというスイッチということでございますけれども、ああいったものを発症したということ、中国の武漢で発症しまして、そこからいろいろ広がっていったわけでございます。その段階で、これが広がったら大変だということは認識しております。大和町の場合は企業さんも多いですし、世界を相手にする方も多いです。そういった方々もあるわけでございますので、対象者がいるということはございませんけれども、そういった世界的な動きの中であるわけですから、そういった危機感は当然持っているわけでございます。

あの船については、ちょっと想定外といいますか、そこまでは思いもよりませんでした。そういったこともあるんだなというふうに、その段階といいますか、発症した段階からそういったことについては注意を払っております。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

当然、町長は大和町のリーダーですから、あの時点で、ダイヤモンド・プリンセスは私もあのあたりで収まればいいなあぐらいにしか考えておりませんでした。私も確かに正常性バイアスが働いて、自分はならないだろう、大和町は大丈夫だろうと思っておりましたところが、ただいまご答弁いただいたとおり、いよいよ仙台でも1名の方が発症された。この方は、たしか2月20日に、検査をされて陰性で降りられて公共交通を使われたという、たしか郡市長のお話もございました。非常に不安が少しです。ただ分からないのは、発症してうつるのか、それとも発症しない間にうつるのかと、ここもよく分かっていない。だんだん最近分かってきたのは、やはり飛沫というんですか、唾とかが、要は粘膜とか口の中とかに入っとうつるんではないか。例えば、こういうところに触って、そこに触った方が口に手をやったり目に手をやったりするとうつるのではないかと。あくまでも報道、私は医者ではありませんから、そういうお話がございました。

また、2月の初旬頃ですか、随時会議の前の週かな、私もお医者さんに少しお話を伺ったところ、今回のコロナウイルスは感染力が強いと。それで、致死率がそれほど高くない。これはWHOでもお話をされているところでございます。確認が取れているところ。であれば、これだけ感染力が強いということは、やはり大和町でも、

例えば2月の、ただいまご答弁あったのは2月5日に臨時庁議が開かれていますね。この時点で対策本部を立ち上げても何ら私は支障がなかったのかなと。基本的には任意ですから。特に、恐らくこの19日ですか、何か急遽感がすごいある19日に立ち上げているんですけども、情報収集されたというご答弁になるかとは思いますが、2月5日に立ち上げて、各部局に指示をして、2月6日の随時会議で我々に、もちろん随時会議ですから町民の皆さんに、大和町も対策本部を立ち上げましたと言っただけなのが、不安をあおる部分もあるかもしれませんが、安心をさせる部分もあったのではないかと思います、その辺について時系列で、要は19日に立ち上げて、21日にまほろば大学の閉校式をやめているんですよ。それでよかったな、たしかその時系列だったと思います。2月21日に要は閉校式を取りやめていると。何かあったような感じがするんですけども、やはり早めに立ち上げておけばなあという思いがあるんですが、その辺、町長いかがですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

早めの立ち上げということですが、時期がどの時期が早いか遅いかということにつきましては、いろいろ考え方があろうかというふうに思います。周りの状況といいますか、その周りの状況ということについては、発症の状況とかですね、あるいは広がり状況とか、そういったものも鑑みながら町としては考えて進めてきたところでございます。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

そういう意味では、1月27日に県は対策本部を立ち上げているんですよ。であれば、新型インフルエンザの対策特措法で言えば、県からの恐らく情報は、その時点ですでに入っていますよね、対策本部を立ち上げたという情報は。ということは、もうその時点である程度、これは町でも対策本部を立ち上げなければいけないんじゃないかという、私は町長はそこはお考えになったんじゃないかと思います。ただ情報が、あの頃

は、まだ発症数はちょっとあったけれどもそれほど、要は東北地方だけ空白地帯みたくなくて、それほどやはり切迫した状況ではなかったのかと思います。

そんな中、2月6日の随時会議では町長は、対策本部の準備も含めて対策対応に万全を期すと、私のノートにも書いてありました。万全を期すとおっしゃってありました。対策本部を立ち上げなくても万全だったんじゃないんですか、それとも対策本部を立ち上げて万全を期すんですか、その辺町長はどういうお考えなのか、お伺いしてもいいですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

万全を期すということは、常に万全を期す状態にはしているわけでございます。それを皆様方に、こうやって公に言うかどうかということでは思っておりますし、どの時期ということについては議員のお考えもありますでしょうし、こちらの考え方もあるということではございます。トータルに考えて、時期とかそういったものについては考えてやったということ。万全を期すということについては、そういうふうには思っております。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

多分、考え方の相違なので、その辺は常に万全を期しておられるのだらうと思いません。

そんな中で、やっぱり町民の皆さん、当時、要は町のペーパーで出された注意喚起のチラシがございましたね。あれが出るまでの間、要は皆さん今、もうツイッターとかSNSとかでいろんな情報が入ってきますね。デマもしかり。そんな中で、やはり私は、あのチラシはもう少し早めに出していただいてもよかったのではないかと。やはり皆さん不安なんですよ、相手が見えないから。それをやはり少しずつでも和らげなきゃいけないし、例えば、2要旨目と混ざってしまうかもしれませんが、ほかの近隣市町村では妊婦の方にマスクを配付しているところもございます。ご存じかと思

ます。

本町で備蓄のマスクってありますか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

備蓄といいますか、準備しているものはございます。7,550枚、あと3,120枚ということですよ。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

今のですと7,550枚が、後から言われたのは何の数字。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

種類が違ってまして、サージカルマスクというものが7,550枚、あとN95マスクというものが3,120枚ですよ。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

失礼しました。

備蓄があるということで、ここは考え方だと思うんですよ。私も先ほど話した、お医者さんからお話を伺ったときに、マスクというのは、せきをする人がやるのがマスクで、要は、普通の人ができるのは基本的にはあくまでも予防なんですよ。例えば目からも入りますというお話でしたから、意味がないとは言いませんけれども、今備蓄

があるということを伺ったんですけれども、有効に使ってほしいなあと思うんですけど、町長はマスクについての考え方、ちょっとどのようにお考えか、お伺いしていいですか。私は今、このように思っています。せきをする人がするべきだと。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

マスクは、基本的にといいますか、予防はやれることはあると思いますが、今回の場合は要するに罹患者といいますか、そういった方々がその飛沫を出すのを防ぐという意味で、今議員がおっしゃったとおりで、そういったものが本来の役割であると思います。

あと、やはり予防といいますか、そういった方もおいでだと思いますし、使い方はいろいろだと思いますが、役割的にはそういったことでございます。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

ちょっと町長と私も似た考えを持っていて、相手に要はせきが、唾が飛ばないようにするのがマスクであって、あくまでもそのほかの人たちがしているのは予防のためだということでございます。他市町村でどうして妊婦さんにやるかという、免疫力が下がっているので、そういう意味で恐らく渡されている部分があるのかと思います。

実は、このぐらい世の中にマスクがなくて、昨日かな、ちょっとテレビで見ただころでは、病院にマスクがないそうですね。看護師さんがするマスクがなくて、最前線ですよ。例えば、そういう方たちに少し融通してやるとか、例えば老健施設、要は高齢者の致死率が高いですから、特に亡くなっているのは80歳以上の方が随分多いんじゃないですかね、そういう方の施設に、要は施設で働く方もいますから、その方たちに提供しても、町民の方たちはそれほど、何だ、俺たちが先じゃないのかとは言わないと思うんですよね。そういうところに回すようなお考え、例えば今言った老健施設とか病院とかに回すというようなお考えはございませんか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

マスクのそういった配付といたしますか、ということにつきまして、県のほうで取りまとめをやりました。各市町村に在庫の確認をして、そして融通ができるところ、融通といたしますか、そういったものについて点検で取りまとめ、集めて、そしてそれを病院とかそういったところに配付するという形でありました。大和町の場合7,550枚ということでございますので、箱数にすると150箱ぐらいでしょうか、50枚入りで。そういう状況でしたので、そちらまで回す余裕がないわけではございませんけれども、こちらもいろいろ今後あるかもしれません。在庫を減らすわけにはいかない。どのぐらい持っていればいいのかというのはちょっとつかめないんではありますけれども、そんなに多い数ではないものですから、そのことについては町からは協力ができなかったということです。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

黒川病院はそこにありますから、まして大和町は理事長でもあられますから、看護師さんたちが減ると受け入れる人も減るんですね。これは北海道でも既に、だんだん触れてきますけれども、お子さんをおうちで見なきゃいけないから看護師さんがいなくて病院の一般の診療を休むというところも、まれなケースかもしれませんが起こるかもしれない。予防というのは、起こるかもしれないに対応するのが予防だと私は思うんですよ。

例えば、今日申告ですか、今日から下でやられております。例えば、みんなマスクをしているのに自分だけマスクしていない人が来たとしますよ。あら、ないのかしらって。買いに行こうと思ってもないんですよ。そういう場合の対応、または、役場の窓口はいっぱいありますから、そこに来られた方がちょっとせきをされるとか、そういう場合に、職員はやっぱり、せきをする人はちょっと駄目ですよと言えないじゃないですか。マスクをそっと渡すとか、そういう使い方もあるのではないかと思うんです。そういうあたりの指示は、町長はどのように出されていますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、マスクの配付といいますか、そういったことについての指示は特別出しておりません。在庫がこの在庫でございます。いろんな形の配付ということも考えました。ただ、大和町の人口、その対象者を考えた場合に、なかなか見合う数字にならないということです。ですからそれができなかったということです。幸いにアルコールがございました、原液で。それにつきましては割ってというか、そしてその場所、施設等に置くような、そういう指示をしましたけれども、マスクについてはそういうことでやっておりません。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

町長は、町民も守らなきゃいけないし、職員さんもやっぱり守らなきゃいけないと私は思いますから、お互いこれは、要は来られる方もそうですし、職員さんもそうですけれども、やはりお互い余り気分が悪くならないように、そして予防するために、マスクをそういうのに活用しても悪くはないのかと私は思うわけです。

さて、少し話は変わりました、今回議運の皆様のご理解も得まして教育長にも少しお伺いをする部分が出てくるかもしれませんが、その場合、お答えを頂ければと思います。

今回急に、私は突然だと思うんですけども、先週の木曜日でしたか、安倍首相が、今ご答弁にもありましたけれども一斉に休校すると。すごいなあと思いましたよ。すごいなあと思うと同時に、どうしようと思いました。なぜかご理解いただけますよね。例えば共働き世帯であれば、どちらかが休まなきゃいけないかもしれない。中学生、小学6年生でもちょっと心配ですけれども、中学生・高校生になれば、ある程度おうちで留守番ができるかもしれない。だけど、やっぱり小学4年生ぐらいまで、例えばもっと幼い子がいるかもしれません。幼稚園は一部やっているところがありますね、保育所もあるのかな。学校については、ちょっとこれは唐突であったと、私は子を持



つ親ながら。ちょっと唐突で、まして県も、あのとき教育長が28日の朝にお話をここで頂いて、戻った瞬間に紙が来ていたという、何かすごい急な、何の対策も打てないままそういうふうになってしまったと。

現在、学童保育は行われておりますね。もし分かれば、どのぐらいの利用人数があるのか、今現在で構いません、お答えを頂ければと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

学童保育、放課後児童クラブになりますが、吉岡児童館、3月2日と3日になります。吉岡児童館につきましては8時から9時というところ、延長保育、朝の分になりますが、ここに27名、通常保育32名、通常保育というのは9時から6時半まで、6時半から7時までが延長保育になりますが、ここに3名、これが吉岡児童館の2日です。

3日につきましては、8時から9時までが20名、通常が27名、夕方、まず延長が4人です。あと吉岡放課後児童クラブにつきましては、今の同じ順番でいきますが、3月2日が25名、32名、1名、3日が24名、32名、1名。それからみじヶ丘児童館です。これにつきましても今の順番でいきますと、2日が16名、24名、2人、3日が17名、28名、2人。それから杜の丘児童館、これもすみません、今の順番で、2日は22名、41名、2人、3日が22名、39名、3人の状況です。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

利用せざるを得ないですね、利用するしかない家庭も恐らくあるのではないかと思います。

学童保育についてはいろんな考えがあって、実はいろんな学年が入るから濃厚接触になるんじゃないとか、または、今は先生が確保できないんじゃないとか、各地でいろんな問題が起きています。どこかでは学校を少し開放して、今日の新聞かな、富谷市で、少し学校だったか部屋を、教室を開放して自主的に勉強させるというところも少し出てきたはずですよ。恐らく各自治体に任されているんですよ、あの判断は

ね。幾ら県の教育委員会が言おうとも、例えば大和町だったら大和町独自の動きができるようになってきているかと聞き及んでいますけど、その辺の、例えば15日が期限と言われてはいますが、子供たちはおうちですべて飽きるんですね。ゲームはするわ、テレビは見ているわ、言うことは聞かないわということで、まあうちの子だけかもしれませんが、お母さんが非常に大変だということもございます。

例えばちょっとだけ、もしくは学年を分けて学校に何時間かだけとかというようなお考えがあるのかどうか、伺いをします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

学校の事業ということでございますので、教育長さんから。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まずは今回の措置について、国の本部のほうの首相の発言を受けて、それで文科省から臨時休校を行うようお願いするというふうな文書が入りました。やはり前段を読みますと、子供たちの健康、そして安全が一番なんだと。今言われているクラスターといいますか集団発生と、まずもってここ一、二週間が大切な時期だろうという話がありましたので、教育委員会としては町長と相談して、対策本部にかけて、そして臨時休校のところを決定しました。

今、議員さんのおっしゃった内容なんですが、県からこのような文書が来ております。放課後児童クラブの拡充による対応を原則としますが、体制が整わないなどの理由がある場合は、当面の間、やむを得ない事情にある児童について登校することも可能であると考えております。

なお、登校する場合には濃厚接触にならないよう、感染予防に留意願いますということが来ておりましたので、まずは支援課の課長さんと教育総務課の課長さんと話し合いを持ちまして、現在の状況の確認を行いました。確認の結果なんですが、今町長さ

んがおっしゃったような人数がありまして、学校のほうでは学童に関する相談件数はまだ入っていないというようなことがあります。ただ、先ほど申し上げた文書については流しておりますので、もし相談があった場合には対応できる体制にはなっております。

また、これから国のほうでも学童が申請者以外の方々もという場合があるんですね。そのときには学童の指導員について、これは県から来た通知ではなくて文科省からのメールを開いて確認したんですが、教職員についても応援できますよというふうな通知文が、後は県を通じで来ると思うんです。そういうことがありますから、なるべく子供たち、町民のことを考えながら対応したいと考えております。

議 長 （馬場久雄君）  
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

なるべく、要は親御さんも、どうしてスーパーにみんな食材を買いに行くかという  
と、お昼に子供がいるからなんですね。今まで自分たちがちょっとしたものでよかつ  
ただけけれども、例えば2人、3人多子世帯であれば、今度食材が必要になりますか  
ら、自分もいますしね、働きに行っていないから、だからみんなスーパーに行くん  
ですよ。トイレトペーパーは、ちょっと本当かどうか分からないというお話です。

やっぱりそういうのも含めていろいろ、まだ今日で3日目ですけれども、やはり状  
況を見ながら柔軟に対応していただいて、もちろん感染のないようにですけれども、  
なかなかそこが一番難しい。教育長もお分りのようにね、そこがなかなか難しいん  
ですが、そこはしっかりやっていていただきたいと。

それからもう一つ、私が町長にお伺いしたいのは、ご提案かもしれませんが、母  
子・父子家庭でずうっと1週間休んだ場合、恐らくアルバイトとか、例えば任期付と  
か、そういう方が休んだ場合、収入ゼロなんですよね、その間。たしか安倍首相は10  
日後ぐらいに取りまとめでということでお話があって、昨日の新聞に保護者休業最大  
8,330円助成と。決まっていらないんですよ、これ。議会議決しないと、恐らく国会  
が決めないといけないものかなあとも思いますので、例えばこういう生活の困窮  
している人、生活保護を受けている方もそうかもしれませんが、そういう方たちに何  
かしら、この何日間というか、これから1週間ぐらいかな、そのときに、もう頼る人  
もいなくてどうしようもないという人が出てきたときの何か手当てを考えてはいかが

かなと。だって、子供の世話はしなきゃいけないんですよ。こういう人が一人もいないと私は言えないと思いますよ、大和町に。生活にもう逼迫して、まだ今日は水曜日だからという可能性もありますけれども、その辺、町長、そういう方がいるんじゃないかと、そういう面もあるんだなあと、今の私の話を聞いて思いませんか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この学校の休みという話が出た段階で、先ほど申しました子供さんたちの日中どうするんだとか、仕事を休む人が出るんだとか、そういったことは当然といたしますか、そういうのはどうするんだろうという心配は誰でも持ったんだというふうに思います。子供さんたちがいれば子供さんの面倒を見なきゃいけないという、親御さんが会社を休まなきゃいけないという問題、これについてのそういったことが起きた場合にどういったことが政策としてなされるのかなということ、正規という言い方がいいのか、言ったら失礼かもしれませんが、そういった方と、いわゆるパートさんとかの場合は違ったりするものですから、制度が今度変わるにしたって、まだそういったことの心配は当然、町長としてというのはもちろんですが、人間として、そういったことは当然考えております。

それについて、じゃあどういふ対策ができるのかということになりますと、どれだけの人がいるかという把握の問題からいろんな形が出てくるんであろうと。またその保障をしたときに、それがどういった形で財源をするのかとか、議会というお話がありますが、当然議員の皆さん方とお話をしなければいけないという話になっております。

現段階、非常に急な話でありまして、いろんなことが出てきているんだというふうに思っております。先ほどの児童クラブにつきましても、あの人数を多いとお考えか少ないとお考えか、定員は80人、120人おります。その中でこの人数ということについては、意外に少ないのかなと思うか、やっぱりこのぐらいかなと。そういったことで、いろいろ今、動いているといたらあれなんですけれども、実際生活している人については大変なご苦労があるというふうには思っておりますが、それに対して、今、そういった形での議員のお話の中で、そういったものについてこういう形でというものを出せるかどうかといった場合には、今の段階ではちょっとなかなか、今後、期間

が出ているとか、あと国の策がどう出てくるかということによっては、地方自治体として考えなければならないことも出てくるかもしれません。今の段階では、まだまだ具体の部分で取組は今段階では難しいのではないかと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

難しいんですけれどもやらなきゃいけないだろうなあとは思いますし、やはりこの辺は早めにいろんな課と、やはり対策本部はあるんですから、その中で、じゃあここはどうなんだ、ここはどうなんだというのをみんなで議論すべきなんです。いろんな課長さんがいらっしゃるんですから、いいアイデアが出るかもしれません。そういうのをやるのも対策本部なんです。ぜひこういう、恐らく私はいらっしゃると思うんですけれども、そういう方たちを出さないためにも、出さないとか、そういう方たちに手を差し伸べられるような施策を考えていただきたいと思います。

また、給食、この間も報道でありましたけれども、あるところでは給食の冷凍の食材を子ども食堂をやっている方に提供しているとかあったんですけれども、現在給食のほうはどのようになっているのか、もしお答えいただけるのであれば、お答えを頂きたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
それでは、その件は教育総務課長からお答えします。

議 長 （馬場久雄君）  
教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

馬場議員のご質問にお答えいたします。

給食につきましては、当然3月分の準備を進めておりましたので、食材等の発注は

進めておりました。それで、キャンセルの利くものは全てキャンセルいたしました。ただ、生鮮食品であるとか、例えば野菜・肉等々につきましては、やはりキャンセルが難しい部分もございますので、こちらについては今、子ども食堂とかそういったもので、要は再利用というご意見だと思うんですが、なかなかその部分は難しい部分もございましたので、それについては業者のほうで廃棄をお願いするというような形を取らせていただいております。

それから調味料等々、後から利用できるものにつきましては保存を行いまして、後ほど使わせていただくというような対応を取らせていただいております。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）  
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

キャンセルできるものはキャンセルしたと、ただ廃棄もあったと。うまく使えばですよ、どういうふうに使えるか私も分かりませんが、今伺ったところでは、やはりそういうものもあったと、廃棄をせざるを得ないものもあったと。各課が連携して、例えばどこかに提供するとか、そういうのも対策本部で議論できるんじゃないんですか。それが対策本部ですよ。やはり、いろんな課からいろんな情報が上がってきて各課に指示を出すのが町長じゃないですか。それがリーダーシップだと私は思いますよ。だから、情報を上げるのは俺のところへ上げてくれと。各課に任せるから、そこに何が必要かをみんなで議論してくれと。みんなの知恵を絞らなきゃいけないですよ、見えない敵ですから。そう思いませんか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

いろんな情報を集めてということでございます。食材等につきましては非常に緊急であったということもございますので、やむを得ない部分もあるのではないかなというふうに思います。何かあればということもございますが、配付する方法、それからその日もちの問題、生鮮の衛生の問題、そういったこともありますから、一概にぱっ

ぱっといけるものではないのかなど。それを検討したのかといえば、していないところもありますのであれですけれども、対策本部としてやるべきことというのはたくさんあるわけがございますけれども、そういったことについてどこまでやれるかということになってくる。我々、一生懸命やっておりますが、気づかないところがございます。議場以外でもそういったご提案、ご意見を頂ければというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

本当に非常に難しい判断、決断をしなきゃいけない場面が来るかもしれませんし、やはりどうしてもこれまで経験したことの無い感染症ですから大変な部分があると思います。これは副町長になるかもしれませんけれども、ぜひ収束した頃には職員さんのストレスチェックもいま一度やっていただきたい。これはご提案でございます。

それから、対策本部を何度か開かれていると思うんです。議事録ももちろん残っていますよね。これをぜひ、いつ終息するかは私も分かりませんが、今後に生かせるような議事録を使ったり、それと、そのときの課長さんたちの動き、県からの情報、国からの情報の収集の仕方、全てを含めて、先の話になるかもしれませんが、ぜひ生かしていただきたい。そして、ぜひ図上訓練も定期的に、1年に1回でもいいですからやっていただきたいということを申し述べて2件目に入りたいと思います。

よろしいですか。

議 長 （馬場久雄君）

はい、どうぞ。

4 番 （馬場良勝君）

2件目でございます。

総合運動公園の多目的広場についてお伺いをいたします。

大和町総合運動公園の多目的広場は、町内はもとより各地域の皆さんにご利用いただいているところでございます。

そこで、さらなる利便性向上のため、以下の点をお伺いいたします。

1. 多目的広場をダイナヒルズ野球場と同様に、1時間区分の利用形態に見直すべ

きではないか。

2. 上記と併せて早朝の時間帯料金も明記すべきではです。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまの質問でございます。

大和町総合運動公園の多目的広場の利用につきましては大和町体育施設条例により定めており、供用時間の基本は9時から17時までとし、利用形態は午前、午後、全日、1日ということですね、の区分により行っているところです。町内・町外から多くの利用を頂いているところであり、目的といたしましては少年野球やソフトボールなどの大会開催が多く、半日、1日単位での利用時間が主な状況となっているところです。仙台管内におけます野球場やグラウンドの利用形態を見ますと、午前・午後での利用形態や1時間区分での利用形態など、市町村やスポーツ施設ごとによっても様々であり、大和町でもダイナヒルズ公園につきましては時間利用ということではありますが、そのほかに利府町、多賀城市などの7市町で1時間区分での利用施設がある状況となっております。

現在、町内のスポーツ施設の管理運営をお願いしております指定管理者との様々な協議の中では、多目的広場の利用形態での問題や利用者から区分見直しについてのご意見、ご要望は頂いておりませんが、1時間区分の利用形態とすることにより必要最小限での利用となることから、利用者の使用料面での利便性向上などにもつながることは理解しておるところです。

また、一部の利用では午後3時や午後4時までといった区分途中までの利用もありますことから、利用形態の見直しにつきましては現状の利用を踏まえ、今後皆様に、より良好に施設を利用いただくためにはどのような利用形態がよいのか、1時間区分への見直しを含め検討してまいりたいと思います。

続きまして、早朝時間帯料金の明記についてであります。

現在、基本の供用時間は9時からとなっておりますが、必要に応じ供用時間を変更することができますことから、利用者からの希望があれば早朝利用に対応しているところです。

多目的広場におけます早朝利用につきましては、平成30年度で34日の利用となって



おります。早い時間ですと午前5時、主には午前7時や午前8時からの利用が多く、早朝から引き続き日中も利用され、各種大会などが開催されております。

貸切り利用での早朝料金につきましては、条例により午前の使用料の額を時間割計算によって算出して価格の2割増に相当する額と定めており、金額そのものは明記されておりましたが、入場料を徴しない場合で計算いたしますと、児童・生徒の利用で1時間当たり420円、一般学生の利用で840円となるところです。

早期の時間帯、料金の明記につきましても同様に利用形態の見直しと関連していきますことから、併せまして検討してまいりたいと、このように思っております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)  
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

ただいまご答弁いただきました。おおむね私の考えていることをご理解いただいた答弁なのかなと思うところがございますが、何点か再質問したいと思います。

この質問は、実はある町民の方からお話を頂きまして、ちょっと前でしたけれども、どうして大和町は1時間貸ししてくれないんだろうというお話から始まったわけです。その方は朝野球をやっていたのかな。名古屋からいらしたのか、愛知からいらして、向こうは全部1時間貸しなんだけど、どうして大和町は1時間貸ししてくれないんだろうと。町長にも手紙を出したんだけど。多分、町長への手紙で恐らくその方は、もう何年前だと思えます。恐らくご記憶にもないかと思うんですけれども、出されたそうでございます。

その上で、今回ちょっと調べさせていただいた。ダイナヒルズは1時間貸しになっていたと。今回、多目的広場も改修されるので、ぜひやっていただければというのと同時に、今、スポーツ少年団は部員がだんだん減ってきて、要は、クラブというかチームを回すお金が、資金がもうなくなってきているところも随分あって、例えば1時間貸しにすれば、早めに終わればその分計算できますから、利用しやすくなるし経済的負担も少なくなる。そういう面も実はあるのかなと思って、このご提案をさせていただいているところでございます。

また、夏場になれば最近物すごい暑いですから、だんだん時間帯を早めてやる方もこれから出てくるんじゃないかという思いもあって、お伺いしております。

ご答弁の中で利用者の使用料面での利便性向上という私の意を酌んだご答弁を頂きました。これはダイナヒルズでできているから、町長、割と早めに私は移行できるんじゃないかと思うんですけども、もちろん条例が違うのも私は知っておりますが、体育施設条例と都市公園条例ですか、ダイナヒルズが都市公園条例のかな、それで違うのは分かるんですけども、形態としては、要は今使っている部分の時間割に割ればいいだけの話じゃないのかなと私も思いますので、今の私の意見を聞いて、町長、早めにできるんじゃないかと思いませんか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

早めということですが、いろんなタイミングがあると思いますけど、やっぱり料金改定とか、そういったものについてはそういったところもあると思います。途中から急にというわけいきませんし、だから途中とすれば何かのきっかけといいますか、そういったものも必要なんだろうなと思います。

それから割ればというけれども、それはきれいに割り切れる場合と、そんなこともあったりして、そういったことも含めて検討して、早めにといいですか、そういった切替えの時期というのは、さっき申し上げました、やっぱりいろんなタイミングがあるわけですから、そういったものに合わせた中での切替えということを目指せばと思います。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

私も答弁以外に少し調べさせていただきました。主なところでいうと亘理町が、体育館、野球場とか全ての施設1時間割り。要は見本にできるところがあるんですね。それからテニスコートが多いんですね、大郷、そして利府町、利府町は野球場も1時間貸し、富谷市もテニスコート。やってやれないことはないですし、見本になるところもありますし、切替えのタイミングと町長おっしゃいますけど、町民の、そしてスポーツ少年団等々に特化すれば早めに切り替えてあげたほうが利用しやすくなるので

はないか。経済的負担も少なくなるのではないかと。要は、例えば時間貸しにすると、その時間で切りますから、だらだら、要は午前中だと例えば11時半頃はやめて、もう片づけしないととかね、12時ぐらいまではあれでしたかね。あるけれども、やっぱりぴっぴっと時間を割ってやれるんですよ、やろうと思えば。使うほうはですね。ですからなるべく利便性を高めて、ダイナヒルズでもできているんですから、条例の改正は必要かもしれませんけれども、検討しても私は何の支障もないと思いますけれども、今の考えを聞いて、町長どうですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

関連して申し上げております。また予約等の関係もございます。来年の予約とか、そういったこともございますので、そういった調整も必要になってくるのではないかなというような思いがあります。

また、テニスとかは私もやっていたけれども、半日もやるのは大変なんですね。部活とかをするのであれば、それはいいんですが、個人個人でやるとすると、そういったこともあるというふうに思いますので、そういうことにつきましては先ほどの繰り返しになりますけれども、皆さんの声も聞きながら、また今、ミズノにお願いしているところもございますので、そういったところといろいろ協議して対応してまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

いろいろ考えて対応していただくと。確かに指定管理者もおることですから、相手方もおることですから考えていかなきゃいけないことですが、ぜひ町長には町民の、そして子供たちのことも考えて検討していただきたいと。そして、やはり最近の気象状況からいえば、これから朝、そして晩、少しずつ使われる方も多くなっていくかと思えます。やはりそういうものも含めてご検討していただけますね。それを期待して、私の一般質問を終わりたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

以上で馬場良勝君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、3月5日、あしたの午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後3時14分 延 会

---